訴　　状

２０２２（令和４）年３月１１日

福島地方裁判所いわき支部　御中

原告ら訴訟代理人弁護士　小野寺　利　孝

同　鈴木　尭　博

同　広田　次　男

同　鈴木　延　枝

同　米倉　　勉

同　佐藤　剛　志

同　菅野　　哲

同　磯　　秀一良

同　永山　健太郎

同　大木　裕　生

同　　櫛　田　　啓　代

同　　三　浦　学　人　代

外

当事者の表示　　別紙当事者目録記載のとおり

福島原発避難者損害賠償請求事件（第４陣訴訟）

訴訟物の価額　　金７億４９１０万円

貼用印紙額　　金２２７万００００円

目次

請　求　の　趣　旨……9
請　求　の　原　因……10
第１　本件福島原発避難者第４陣訴訟の目的と意義……10
１　本件事故の発生とそれによる包括的平穏生活権の侵害……10
２　本件訴訟の提起……10
３　原告らが本件訴訟において求めるもの……12
第２　当事者……13
１　原告ら……13
２　被告……14
第３　原子力発電所の概要……14
１　福島第一原発の概要……14
２　福島第一原発稼働の経緯……15
（１）　立地の選定……15
（２）　１号機設置許可とその問題点……16
（３）　営業運転の開始……18
３　原子力発電所の基本的な構造……18
（１）　沸騰型軽水炉（ＢＷＲ）の発電のしくみ……18
（２）　ＢＷＲの冷却のしくみ……19
（３）　原子力発電施設の概要……20
（４）　炉心冷却のための装置……21
第４　本件事故の経過……22
１　本件事故の発生……22
（１）　東北地方太平洋沖地震（本件大地震）の発生……22
（２）　本件事故に至る経過　（甲Ｂ４号証１６頁～１２０頁）……22

（３）　大量かつ広範な放射性物質による汚染……26
２　本件事故による避難区域、警戒区域の指定等 ……27
（１）　警戒区域等の指定 ……27
（２）　多数の住民の避難 ……28
３　終息宣言と警戒区域の再編……28
（１）　「冷温停止」宣言 ……28
（２）　避難指示解除に向けた動き ……29
（３）　警戒区域再編の動き ……30
（４）　避難指示の解除 ……31
第５　被告の責任……32
１　民法７０９条の責任（主位的請求） ……32
（１）　原発の危険性と危害を防ぐための高度の注意義務 ……32
（２）　原子力関連法令の趣旨 ……33
（３）「事前警戒・予防」の点から求められる科学・技術の内容等 ……40
（４）　被告に課された高度な注意義務に関する小括……41
２　予見可能性の存在 ……41
（１）　予見可能性とは何か ……41
（２）　本件における予見の対象について……42
（３）　原子力法制下における予見可能性と結果回避義務の関係 ……43
（４）　本件事故の予見可能の有無 ……43
（５）　小括（被告が本件事故の可能性を認識した時期） ……51
３　結果回避義務 ……53
４　結果回避措置及びその措置による結果回避可能性 ……53
（１）　津波の襲来に対して、どのような対策が可能だったか……53
（２）　小括 ……59

５　まとめ ……………………………………………………………………59
第６　原子力損害の賠償に関する法律３条の責任（予備的請求） ‥‥ 60
第７　被害実態‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 60
１　被害実態の全体像 ……………………………………………………60
２　本件事故による放射能汚染………………………………………………61
３　未曾有の広域避難 ……………………………………………………62
（１）　膨大な避難者数・広範にわたる避難地域の指定・全国に散る被害者 ‥62
（２）　着の身着のままの多段階避難 ……………………………………63
４　人への放射能汚染 ……………………………………………………64
（１）　放射線の人体影響 …………………………………………………64
（２）　人の被ばく ……………………………………………………………65
５　産業への影響 ……………………………………………………………68
（１）　避難指示等によるもの ……………………………………………68
（２）　避難指示等がない地域について……………………………………69
６　地域コミュニティの破壊と避難生活を強いられたこと ………………69
第８　損害総論‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 70
１　本件被害の特質 ……………………………………………………………70
（１）　被害が広範であること ……………………………………………70
（２）　被害が継続していること …………………………………………71
（３）　被害が深刻であり全面的であること………………………………72
（４）　小括 ……………………………………………………………………73
２　被侵害利益 ……………………………………………………………………73
（１）　被侵害利益の考え方—損害賠償の目的と包括的損害把握の必要性 ……73
（２）　包括的生活利益としての平穏生活権…………………………………74
（３）　包括的生活利益としての平穏生活権（包括的平穏生活権）の根拠及び内

容 ……74
3　本件における被害構造（損害事実）と３つの慰謝料について ……75
（１）　総論 ……75
（２）　避難を余儀なくされた慰謝料 ……76
（３）　避難継続慰謝料 ……76
（４）　故郷喪失慰謝料 ……76
（５）　小括 ……77
第９　避難を余儀なくされた慰謝料について ……77
1　総論 ……77
2　避難を余儀なくされた慰謝料を認めた裁判例 ……77
3　損害額 ……79
第１０　避難継続慰謝料 ……79
1　総論 ……79
2　日常生活の阻害を基礎づける事実 ……79
（１）　避難生活の身体的、精神的限界 ……79
（２）　避難生活中の身体状態の悪化 ……82
（３）　避難生活中の精神状態の悪化 ……83
（４）　仕事や生き甲斐の喪失 ……84
（５）　先の見えない不安 ……84
3　損害額 ……84
（１）　中間指針（追補を含む）について ……84
（２）　避難継続慰謝料の損害額 ……86
（３）　避難継続慰謝料の額 ……97
第１１　故郷喪失慰謝料について ……97
1　故郷喪失の事実 ……97

（１）　故郷とは ……97
（２）　故郷におけるコミュニティが失われたこと ……99
（３）　多くの避難者が帰還したくとも帰還できない現実 ……100
（４）　地域生活利益が失われたこと ……105
（５）　地域生活利益と生活と生産の諸条件との関係 ……111
（６）　小括 ……111
２　故郷の喪失による深刻な精神的打撃―長期継承性と地域固有性の棄損による深い喪失感― ……111
（１）　自宅や土地、自然環境の喪失による精神的打撃 ……112
（２）　先祖伝来のお祭りや神事の喪失による精神的打撃 ……113
（３）　小括 ……114
３　故郷喪失慰謝料が確定的に発生する時期 ……114
４　避難指示解除後も原告らの大半が帰還していないこと（故郷喪失の継続）115
５　原告らが避難指示解除後も帰還しない選択をした場合における故郷喪失損害 ……117
（１）　原告らが帰還し得ない理由 ……117
（２）　原告らが帰還しない選択をした場合における故郷喪失損害 ……119
６　原告らが帰還した場合の故郷喪失損害 ……120
７　故郷喪失慰謝料の損害額 ……120
第１２　被告からの既払い金の控除及び一部請求について ……121
１　総論 ……121
２　被告からの既払い金の控除 ……121
（１）　被告からの既払い金の額 ……121
（２）　原告らの損害のうち既払い金を控除した後の未払い金の額 ……121
３　原告らの一部請求 ……122

４　死亡した被害者らの相続の発生 ……122
５　弁護士費用 ……124
第１３　結論……124

請　求　の　趣　旨

１　被告は、別紙原告目録記載の各原告に対し、各原告に係る別紙原告損害目録の損害金金額欄記載の各金員及び同金員に対する２０１１（平成２３）年３月１１日から各支払い済みまで年５分の割合による各金員を各支払え。

２　訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

請　求　の　原　因

第１　本件福島原発避難者第４陣訴訟の目的と意義

１　本件事故の発生とそれによる包括的平穏生活権の侵害

２０１１（平成２３）年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「本件大地震」という。）およびこれによる津波（以下「本件大津波」という。）を端緒として、被告は、被告の操業する福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）により、国際原子力事象評価尺度（ＩＮＥＳ）で「レベル７」という極めて深刻な原発事故（以下「本件事故」という。）を引き起し、福島県民をはじめとして全国民に波及する未曾有の被害をもたらした。史上最大最悪の公害の発生である。

その甚大な被害の状況については、後に詳述するところであるが、本件事故により住み慣れた故郷から避難を強いられた被害者ら（以下「被害者ら」という。）は、本件事故発生後現在に至るまで、日々継続的に、「包括的生活利益としての平穏生活権（以下「包括的平穏生活権」と表記することがある）を侵害されており、これによる様々な精神的苦痛は著しいものがある。将来の展望が見えないまま人生を空転させられている深刻な被害から脱却して、１日も早い新たな生活を再建することこそ喫緊の課題である。

２　本件訴訟の提起

被害者らは、自ら被っている深刻な被害に対する適正な損害賠償を求めるために、被告を相手取って、福島地裁いわき支部に対し、以下のとおり次々と避難者損害賠償請求訴訟を提起した。

２０１２（平成２４）年１２月３日　第１次訴訟　平成２４年（ワ）第２１３号損害賠償請求事件：原告３９名（１７世帯）

２０１３（平成２５）年7月１７日　第２次訴訟　平成２５年（ワ）第１３１損害賠償請求事件：原告１７８名（６４世帯）

２０１３（平成２５）年１２月２６日　第３次訴訟　平成２５年（ワ）第２５２号損害賠償請求事件：原告１３７名（３５世帯）

２０１４（平成２６）年５月２１日　第４次訴訟　平成２６年（ワ）第１０１号損害賠償請求事件：原告１１９名〈３５世帯）

２０１５（平成２７）年2月１８日　第５次訴訟　平成２７年（ワ）第３４号損害賠償請求事件：原告１１４名（３９世帯）

２０１５（平成２７）年9月１６日　南相馬訴訟　平成２７年（ワ）第１８０号損害賠償請求事件：原告１５１名（４７世帯）

２０１７（平成２９）年5月１０日　第６次訴訟　平成２９年（ワ）第８５号損害賠償請求事件：原告１０名（3世帯）

２０１７（平成２９）年9月１２日　第７次訴訟　平成２９年（ワ）第１６４損害賠償請求事件：原告７２名（３１世帯）

２０１８（平成３０）年3月１４日　第８次訴訟　平成３０年（ワ）第５５号損害賠償請求事件：原告９０名（３３世帯）

これら従前の避難者訴訟（以下「従前の避難者訴訟」という。）の提起後においても、被害者らの置かれている深刻な状況は全く改善されていない。それどころか、長期化する避難生活が一層不安とストレスを高めており、抑うつ症状などの精神症状を呈する者も増大している。

事業や職業生活などの社会生活が中断したまま避難生活が長期化していることは、ますます被害を累積させているとともに、今後の社会生活の再開と正常化を困難にしている。このように、本件事故による被害は、いまだ拡大と深刻化の一途を辿っているのである。

そのような状況の下で、政府は２０１６（平成２８）年１２月２０日に

「原子力災害からの復興の加速のための基本指針について」を閣議決定し、２０１７（平成２９）年３月３１日には浪江町、飯舘村、川俣町山木屋地区で、翌４月１日には富岡町で、令和２年３月４日には双葉町の一部で避難指示が解除された。

避難解除された地域では、本件事故後の除染作業により集められた汚染土壌などがシートに覆われて各地の仮置き場などに山積みされたままになっており、その状況は、大熊町に建設された中間貯蔵施設への集約が進み若干の改善がみられているが、まだなお山積みのままにされた状態が続く場所は多い。そして、中間貯蔵施設に集約されたものを、どのように最終処理をするのかについては全く見通しが立っていない。

さらに、国の災害復興の施策は、被害の回復を図るうえでは極めて不十分なものであり、これによって故郷が切り捨てられるおそれもある。

また、原子力損害賠償紛争審査会のもとに設けられている原子力損害賠償紛争解決センターは、迅速・適正な損害賠償を実現することを目的としているが、実際には、加害者である被告が自ら定立した不当な賠償基準に固執し、同センターから和解案が出されたとしてもそれを拒否するなどの事案が多発しているため、被害者らの迅速・適正な救済という目的が果たし得なくなっている。

このような状況の下、被害者らのうち別紙原告目録記載の原告１０２名（３８世帯）（以下「原告ら」という。）は、従前の避難者訴訟（第１陣、第２陣、第３陣）に引き続き、１日も早く平穏な生活と人格の健やかな発達を実現しうる生活を取りもどすために、本件避難者損害賠償請求第４陣訴訟（以下「本件訴訟」という。）をここに提起するものである。

３　原告らが本件訴訟において求めるもの

本件訴訟は、被告の発生させた原発公害によって、原告らが不断の努力によって築き上げてきた生活そのものを地域ぐるみで根底から破壊されたため、原告らが本件事故前の居住地あるいは新たな地で生活を再建するなどして、人間の尊厳の回復と新たな人生の確立を目指すものである。

したがって、原告らが本件訴訟において求めるものは、従前の避難者訴訟と同じく、以下の３点である。

第１に、加害者責任の断罪である。まず本件事故による甚大な被害の実相と、そのような被害を発生させた被告の加害構造を明らかにして、被告の加害者責任を断罪する司法判断を得たうえで、被害者に対する真の謝罪を被告に行わせることである。

第２に、被害者の人権回復である。原告らの失った生活を取り戻して人間の尊厳を回復し、新たな人生を確立することを可能にする損害賠償を被告に命ずる司法判断を得たうえで、被告が定立した不当な賠償基準を克服し、被害者の人権回復を実現する損害賠償の基準を司法によって確立することである。

第３に、原発公害の根絶である。原告らの痛切な願いは「自分たちが体験している悲惨な被害をもたらす原発公害を再び繰り返してはならない」こと、すなわち、原発ゼロ社会の実現をめざすことである。

以上のとおり、本件訴訟は、原発公害の過酷な被害とその後この国に生じた不正義に苦しんでいる全ての被害者たちの思いと痛切な要求を代表して、原告らが提起したものであって、この国に正義を取り戻すための訴訟にほかならない。

第２　当事者

１　原告ら

原告らは、いずれも、本件事故以前は、浜通り地域と呼ばれる地域のうち、相双地区に居住して、家庭生活を営み、社会生活を送っていたが、本件

事故後、その居住していた地域が避難区域に指定されたことにより、避難を強制され、その後の避難生活により筆舌に尽くし難い苦難を強いられたうえ、故郷を奪われ、コミュニティを破壊された者達である。

原告らは、今後の生活の見通しが全く立たない避難生活に苦しみながら、本件事故の加害者である被告の責任において人間らしい生活を回復するために立ち上がった被害者である。

２　被告

被告は、電気事業等を業として１９５１（昭和２６）年５月１日に設立された株式会社であって、従業員数は２０１１（平成２３）年度末現在３８、７０１人に上り、福島第一原発の設置者として、２０１１（平成２３）年３月１１日現在福島第一原発を稼働させていたものであり、原子炉の運転に係る原子力事業者、つまり原子力損害の賠償に関する法律（昭和３６年法律第１４７号、以下「原賠法」と略記）２条３項にあたる本件事故の加害者である。

福島第一原発の所在地（福島県双葉郡双葉町及び大熊町）は本件事故の不法行為地である。

第３　原子力発電所の概要

１　福島第一原発の概要

福島第一原発は、福島県双葉郡双葉町及び同郡大熊町に跨がり、福島県いわき市の北約４０㎞、同県郡山市の東約５５㎞、福島市の南東約６０㎞に位置し、東は太平洋に面している。

福島第一原発には、１９６７（昭和４２）年９月に１号機の建設に着工して以来、順次増設を重ね、現在６基のＢＷＲ（沸騰水型原子炉）の原子炉がある。１９７１（昭和４６）年３月に１号機、１９７４（昭和４９）年７月に２号機、１

９７６（昭和５１）年３月に３号機、１９７８（昭和５３）年１０月に４号機、同年４月に５号機、１９７９（昭和５４）年１０月に６号機が、それぞれ運転を開始した（甲Ｂ１号証６０・６１頁）。

１号機ないし４号機は大熊町にあり、５号機及び６号機は双葉町にある。その敷地は海岸線を長軸に持つ半長円状の形状となっており、面積は約３５０万㎡（東京ドーム７５個分）に及ぶ。敷地の中には、原子炉建屋、タービン建屋、免震重要棟などが設置されている。なお、福島第一原発の施設の位置関係については下記図のとおりである。

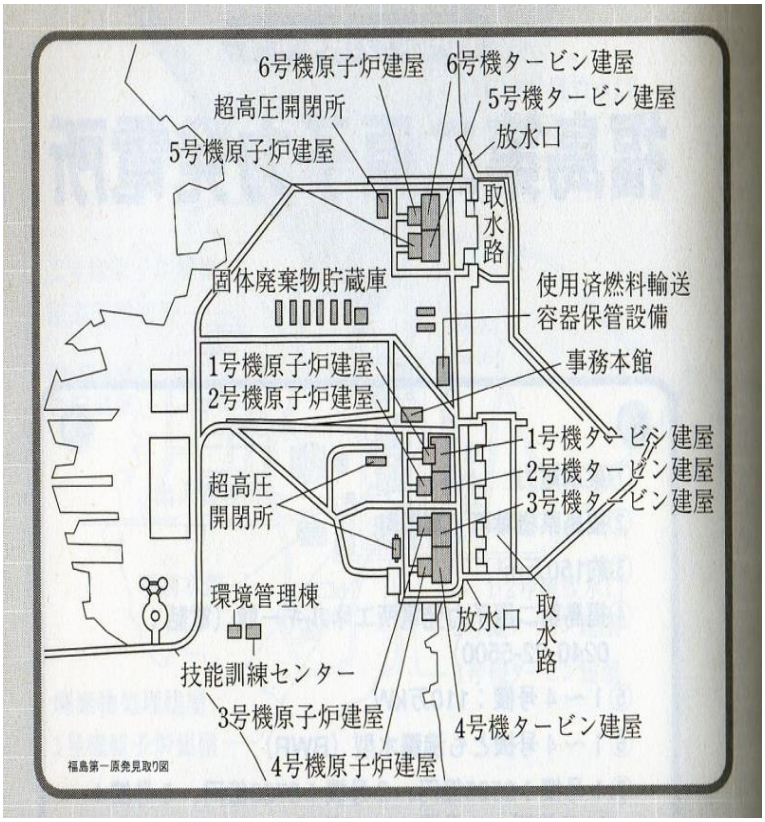

１号機ないし４号機の敷地には、取水のための海水ポンプが設置されており、海側エリアがＯ．Ｐ．＋４ｍ（なお、Ｏ．Ｐ．は「小名浜港工事基準面」を表す）、原子炉建屋やタービン建屋などがある。主要建屋エリアがＯ．Ｐ．＋１０ｍであった。５号機及び６号機の敷地については、海側エリアが同じくＯ．Ｐ．＋４ｍ、主要建屋エリアがＯ．Ｐ．＋１３ｍであった（甲Ｂ１号証６０頁、甲Ｂ９号証５５頁）。

２　福島第一原発稼働の経緯

（１）　立地の選定

被告は、１９５５（昭和３０）年１１月に社長室に「原子力発電課」を設け、１９５０年代後半（昭和３０年代前半）には原子力発電所を設置する候補地点の選定を始め、１９６０（昭和３５）年８月に福島県において原発建設地を確保する方針を決めた。

後に福島第一原発（当初は「福島原子力発電所」）が設置される大熊町と双葉町は、当時、人口の約６割余が第１次産業、１割余りが第２次産業、２割余りが第３次産業に従事しており、１９５５（昭和３０）年から１９６０（昭和３５）年までに人口が７～９％減少するなど、過疎が進んでいた。

大熊町の一般民有地９５万㎡は１９６５（昭和４０）年に、双葉町の民有地２０万㎡は１９６６（昭和４１）年３月に、さらに１９６８（昭和４３）年９月に追加分として９９万㎡が被告に譲渡され、これにより被告は福島第一原発の用地取得がほぼ完了した。農民や漁民の中には反対運動もあったが、被告が多額の補償をすることで反対運動は押さえ込まれた。

（２）　１号機設置許可とその問題点

被告は、１９６６（昭和４１）年７月１日、内閣総理大臣に対し、福島第一原発１号機の新設のため、「福島原子力発電所の原子炉設置許可申請書」を提出した。

福島第一原子力発電所１号機の当初の設計は、地震における最大加速度の想定を２７０ＧＡＬ[1]としていた（甲Ａ１号証、「福島原子力発電所の原子炉設置許可申請書」（１９６６（昭和４１）年７月１日）、３頁）。

[1] ＧＡＬ（ガル）とは、地震のエネルギーを、加速度として評価したものである。つまり、地震が引き起こす瞬間的な力の大きさ である。地震のエネルギーは、加速度的に増加していくが、その加速度を見るのが GAL で、１秒間にどれだけ速度が増大したかを表す単位が GAL である。体感的な揺れの大きさを示す震度でいえば、福島第一原発許可申請の２６５GAL は、一般的に震度６クラスの地震に相当する。

申請書によれば、福島第一原発では、最重要のＡｓ施設は、「０．１８ｇ（＝引用者注、１８０ＧＡＬ）の１、５倍の加速度の地震動に対しても、機能がそこなわれないことも確かめる」とある。ここで「ｇ」とは重力加速度のことで、１ｇ＝９８１ＧＡＬであるから、０．１８×９８１×１．５＝２６４．８７ＧＡＬであり、想定最大加速度は２６５ＧＡＬということになる。そこで、被告東京電力は想定最大加速度を２７０ＧＡＬとした。

福島第一原発１号機は、日本で３番目の原発である。日本で２番目原子力発電所である敦賀原発１号機（１９７０年３月営業開始）では、基準地震動は、最大加速度を３６８ＧＡＬに耐えられるものとして設計されていた。

２７０ＧＡＬ想定と３６８ＧＡＬ想定では、約１．４倍の差異である。敦賀原発１号機の原子炉許可申請が１９６５年１０月１１日、福島第一原発１号機の原子炉許可申請が１９６６年７月１日であるから、約１年前に申請された、他の原発の耐久性すら満たない原発を、被告東京電力は造ろうとしたことになる（甲Ｂ１号証　国会事故調査報告書５２頁、６３～６４頁）。

さらに、津波に対しては、現地での潮位観察をしないまま約５０㎞南方の小名浜港の潮位に基づいて、「最高潮位Ｏ．Ｐ．（小名浜港工事基準面[2]）＋３．１２２ｍ（１９６０．５．２４チリ地震津波）」［最低潮位Ｏ．Ｐ．－１．９１８ｍ（１９６０．５．２４チリ地震津波）］と記載しているのみであった（甲Ｂ１号証８３頁）。

したがって、津波に対しても極めて脆弱なものであった。

しかし、原子力発電所設置の審査を担っていた、原子炉安全審査委員会

---

2 浸水高及び遡上高の基準面は、福島第一原発においては小名浜港工事基準面（O.P.）が用いられ、日本地形図の標高の基準である東京湾平均海面（T.P.）の下方約０．７２７ｍである。

の審査報告書も、これを転写するだけであった。つまり、実質的な審査は行われないまま、内閣総理大臣は、１９６６（昭和４１）年に福島第一原発１号機の設置を許可した。

ちなみに、設置にあたっては、敷地となる３５ｍの丘陵をＯ．Ｐ．＋１０ｍに切り下げて建設が開始されたが、このＯ．Ｐ．＋１０ｍという数値は、復水器冷却水の揚水に必要な動力費、土工費といった経済的要素が勘案して被告の土木関係者が独自に決定したものである(甲Ｂ１号証８３頁)。

この当時、設置許可における安全審査について、ガイドラインとなるような基準等は成文化されておらず､担当者の経験に依存ずる｢経験主義的｣な審査に委ねられてしまっていたのである。

（３）　営業運転の開始

そして、１９６７（昭和４２）年1月、福島第一原発１号機の稼働が始まり、１９７０（昭和４５）年7月に臨界となって、１９７１（昭和４６）年３月より営業運転が開始された。１号機の設置工事は、ゼネラルエレクトリック社が一括で請け負い、日本側の事情を考慮に入れなかった。

その後、２号機は１９７４（昭和４９）年7月、３号機は１９７６（昭和５１）年３月、４号機は１９７８（昭和５３）年１０月、５号機は同年４月、６号機は１９７９（昭和５４）年１０月より、それぞれ営業運転を開始した。

１９８４（昭和５９）年には総発電量が２０００億キロワット時を超えて、福島第一原発は当時、発電量世界一の原発になった。

３　原子力発電所の基本的な構造

（１）　沸騰型軽水炉（ＢＷＲ）の発電のしくみ

原子力発電は、原子炉（核分裂をコントロールしながら、核分裂による

熱エネルギーを取り出す装置であり、燃料、減速材、冷却材、制御材等から構成される。）で発生する熱で蒸気を作り、その蒸気でタービンを回して発電を行うものである。

そして、減速材（次の核分裂反応を引き起こしやすくするために、核分裂によって生じる高速中性子を速度の遅い熱中性子にするもの）及び冷却材（核分裂によって発生した熱を炉心から外部に取り出すもの）に軽水（普通の水）使うものを「軽水炉」といい、軽水炉では、通常、ウラン２３５が数％含まれるウランを酸化物にして焼き固めたもの（ペレット）が燃料として使用される。ペレットを棒状に並べたものを燃料棒といい、燃料棒の表面は、ジルコニウムという金属で覆われている。

軽水炉のうち、原子炉で直接蒸気を発生させるのが沸騰型軽水炉（ＢＷＲ）であり、福島第一原発の１号機から６号機まではすべてＢＷＲである。

なお、以下では、原子力発電所を「原発」と略すことがある。

（２）　ＢＷＲの冷却のしくみ

ＢＷＲの通常運転時には、核分裂が行われる炉心の出力すなわち核分裂の数が中性子を吸収する制御棒の位置の調整と炉心を流れる冷却水の水量の調節により温度が一定となるよう制御されている。発電の際にタービンを回転させるために作り出される蒸気は、「復水器」で海水によって冷やされると水に戻り、再び原子炉へ送られる。蒸気と海水は別々の管路を通っているので、直接触れたり混ざったりすることはないように設計されている（ただし、老朽化によって、海水が入り込む事故が実際、平成３年１０月３０日に起きている）。

原子炉は、制御棒（核燃料の核分裂する量を調整するために使用される制御材を、ペレットを被覆管と呼ばれる長さ４ｍほどの金属製のさやに密封した燃料棒の間に挿入できるようにしたもの）を挿入して核分裂の連鎖

を止めることにより停止する。

ただ、核分裂の連鎖反応が止まっても、原子炉には多くの核分裂生成物が存在し、その多くは化学的に不安定な状態にある。そのため、それらは化学的に安定するまで、放射線と熱を出しながら、別の物質に変わっていく。このとき生じる熱を崩壊熱といい、制御棒挿入後も崩壊熱が生じるため、原子炉を冷却し続ける必要がある。この冷却に失敗すると、炉心溶融によるメルトダウン引き起して原子炉を損傷させ、過酷事故に至ることから、原子炉の冷却は極めて重要である。

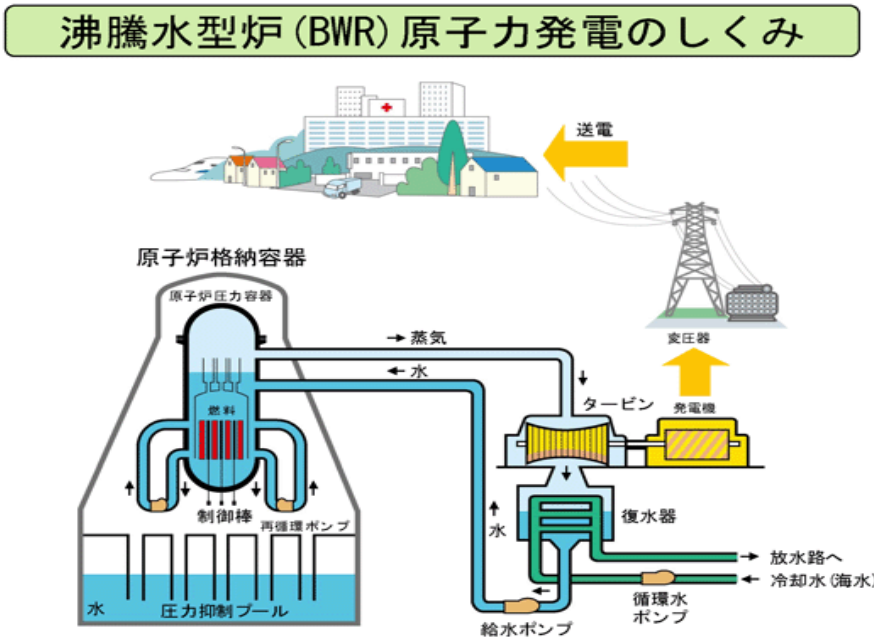

（３）　原子力発電施設の概要

原発には、原子炉と一時冷却材ループ（炉心を通る水の系統）、使用済み燃料プールなどが収納されている「原子炉建屋」、タービン発電機や復水器、給水ポンプなどが設置されている「タービン建屋」などの設備が設置されている。福島第一原発では、地震などの災害が発生した際に緊急対

策室を設置するための「免震重要棟」（震度７クラスの地震が起きても初動対応に支障がないよう、緊急時対策室や通信設備、電源設備、空調設備などを備えた免震構造の建物）が設置されていた（甲Ｂ４号証１７・１８頁）。

（４）　炉心冷却のための装置

原発では、上記のとおり炉心の冷却が重要となるため、万が一のトラブルに備え、炉心を冷やし続けるための冷却系統や、温度や機器の状況を監視したり、冷却系統のポンプを動かすための電源を用意している。

冷却系統とは大きく、①高圧冷却系、②低圧冷却系、③ディーゼル発電機などを冷やすための冷却系、の３つに分けられる。①高圧冷却系は、圧力容器内の圧力が高い場合でも冷却水を注入できるもので、注入量は少ない。②は圧力容器内の圧力が低い場合に使用されるもので、高圧冷却系に比べてより多量の冷却水を注入できる。③は非常時に使うディーゼル発電機や、ポンプのモーターを冷やすためのものである。

また、原発では、通常時、発電所の外から引かれている送電線の電気を使って、原子炉の運転や監視を行っている。これを外部電源という。

この外部電源が、何らかのトラブルによって停止した場合には、非常用ディーゼル発電機が起動するように設計されている。これは軽油を使って発電する装置で、原子炉１基につき２、３台ほど設置されている。この外部電源と非常用ディーゼル発電機が供給する電源は、交流電源である。

なお、外部電源や、非常時のディーゼル発電機の電源は、電源盤を通じて、所内設備に配電する。

原子炉が、何らかのトラブルによって停止すると、電源や冷却系統に異常がなければ、通常の給水系（タービンを回した後の蒸気を復水器で水に戻し、ポンプで圧力容器に送り込む系統）を使って冷却し、安全に冷温停

止にもっていく。

仮に、外部電源が失われてしまった場合は、非常用ディーゼル発電機を起動して、冷却を行う。

全ての交流電源（外部電源、非常用ディーゼル発電機）が喪失してしまうことは、原発の設計当初は、考慮されていなかった。

本件大津波後、福島第一原発では、１号機についてはＩＣ（非常用復水器）が、２号機以下では隔離時冷却系という交流電源が無くてもバッテリーで制御できる冷却系が、短時間だけ稼働した。

しかし、全交流電源喪失（ＳＢＯ）により冷却機能が失われ、最終的な熱の行き場がなくなり、原子炉および格納容器が破壊され、第４、１、（３）で述べるとおり、大量の放射性物質がまき散らされたのである。

第４　本件事故の経過

１　本件事故の発生

（１）　東北地方太平洋沖地震（本件大地震）の発生

２０１１（平成２３）年３月１１日１４時４６分、三陸沖（宮城県牡鹿半島の東南東、約１３０ｋｍ付近）深さ約２４ｋｍを震源地とするマグニチュード９．０の本件大地震が発生した。本件大地震の発生により、宮城県栗原市で震度７を観測したほか、宮城県、福島県、茨城県及び栃木県の４　県３７市町村で震度６強を観測するなどした。

また、これに伴い、東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心とした東日本太平洋沖の広範囲に亘り本件大津波が発生し、沿岸部に甚大な被害をもたらした。

（２）　本件事故に至る経過　（甲Ｂ４号証１６頁～１２０頁）

ア　本件大地震の福島第一原発に対する最初の影響

福島第一原発は、震央距離１７８ｋｍ、震源距１８０ｋｍの地点に位置し、原子炉建屋基礎版上（最地下階）の観測値は、観測された最大加速度で５５０ガル（２号機原子炉建屋地下１階）であった。なお、福島県双葉町及び大熊町では、最大震度６強が観測された。

当時、福島第一原発は、１号機ないし３号機が運転中であったが、地震のため、運転中の原子炉はすべて自動停止した。地震により、送受電塔が倒壊などし、すべての外部電源が喪失したため、当時定期検査中だった４号機を含めて、いずれも２０１１（平成２３）年３月１１日１４時４７分ころ、非常用ディーゼル発電機（以下「非常用ＤＧ」という。）が起動した。

イ　福島第一原発に対する本件大津波の到来と影響

その後、本件大津波が到来し、第１波は、２０１１（平成２３）年３月１１日１５時２７分ころ、第２波は、同日１５時３５分ころに到達し、その後も断続的に津波が到来した。

福島第一原発に到来した津波は、主要建屋敷地（１～４号機側でＯ．Ｐ．＋１０ｍ、５、６号機側でＯ．Ｐ．＋１３ｍ）まで遡上し、福島第一原発の海側エリア及び主要建屋設置エリアはほぼ全域が浸水した。

浸水高は、１～４号機側ではＯ．Ｐ．約＋１１．５ｍ～＋１５．５ｍであり、したがって、福島第一原発の浸水深は、約１．５ｍ～約５．５ｍであったとされる。

１号機は同日１５時３７分頃、２号機は同日１５時４１分頃、３号機は同日１５時３８分ころ、４号機は同日１５時３８分ころに、それぞれ非常用　ＤＧ　及び配電盤が使用不能となり、全交流電源喪失（ＳＢＯ）の事態となって、炉心溶融や水素爆発が生じた。

以下では、福島第一原発１～４号機における事故経過を述べる。

ウ　１号機の事故経過

１号機は、全交流電源喪失した後、原子炉水位が低下し、翌日の２０１１（平成２３）年３月１２日０時頃、ドライウェル（原子炉格納容器内の圧力抑制室を除く部分。以下、「Ｄ／Ｗ」という。）の圧力が上昇していることが確認された。そのため、被告は、格納容器のベントを行うこととし、同日９時０４分頃から作業を開始した。しかし、既に原子炉建屋内が高放射線量環境下にあったことなどから、ベントは遅れ、Ｄ／Ｗ圧力の低下によりベントに成功したと判断されたのは、同日１４時３０分ころだった。

１号機では、同日１５時３６分、原子炉建屋上部で水素ガスによる爆発が発生し、屋根及びオペレーションフロア（最上階）の外壁が破損した。

エ　２号機の事故経過

２号機は、本件大地震発生後、主蒸気逃し弁による圧力制御や原子炉隔離時冷却系の手動起動による原子炉水位・原子炉圧力の安定化など停止操作が行われていたが、津波により、すべての交流電源を喪失するとともに、機器の冷却に必要な非常用海水系も喪失した。

その後、１１日２１時５０分、仮設バッテリーにより原子炉水位の監視が可能となり、指示値は有効燃料頂部（以下「ＴＡＦ」という。）で＋３４００ｍｍであることが確認され、翌１２日　２時５５分には、原子炉隔離時冷却系の作動も確認された。

その後も原子炉隔離時冷却系による注水が進められた。加えて、１２日に発生した１号機の水素爆発を受けて、２号機でも同月１３日にかけて、格納容器のベントに向けた準備が整えられた。ところが、同月１４日１３時１８分ころ、原子炉水位の低下が確認され、同日１７時１７分には、原子炉水位が０ｍｍまで低下した。その後、原子炉圧力の減圧や消防車による海水注水が開始され、引き続きベントラインの構成も実施されたが、Ｄ

／Ｗ　の圧力は低下しなかった。

同月１５日６時００分から６時１０分頃、大きな衝撃音が発生した。同時期に、圧力抑制室の圧力が０となり、Ｄ／Ｗ　の圧力も低下した。この頃、正門付近のモニタリングカーでの放射性物質の測定値が大幅に上昇した。

オ　３号機の事故経過

３号機は、全交流電源喪失後も直流電源が機能し、１１日１６時０３分、手動で原子炉隔離時冷却系が起動された。これは、同月１２日１１時３６分に自動停止したが、原子炉水位の低下（ＴＡＦ＋２９５０ｍｍ）のため、同日１２時３５分には高圧注水系が自動起動し、同月１３日２時４２分まで運転を継続した。

高圧注水系の停止後は、消火ポンプや消防車による消火系を用いた代替注水が準備されるとともに、格納容器のベントライン構成も行われた。しかし、１４日１１時０１分、原子炉建屋で水素爆発が発生し、オペレーションフロアから上部全体とオペレーションフロア１階地下の南北の外壁が損壊した。

カ　４号機の事故経過

４号機は、地震発生当時、定期検査中であり、原子炉内から全燃料が使用済燃料プールに取り出され、使用済燃料プールには燃料集合体１５３５体が貯蔵されていた。

津波到来後、全電源が喪失し、使用済燃料プールの冷却機能及び補給水機能が喪失した。

３月１４日４時０８分には、使用済燃料プール水温が８４℃であることが確認された。その後、同日６時００分から６時１０分ころにかけて、大きな衝撃音が発生し、原子炉建屋５　階屋根付近の損傷が確認された。さ

らに、同月１５日９時３８分に原子炉建屋３階北西コーナー付近で、同月１６日５時４５分頃にも原子炉建屋北西部付近で火災が発生しているのが確認された。

４号機の爆発は、隣接する３号機のベント時に水素ガスが非常用ガス処理系配管を通じて４号機に回り込んで滞留し、爆発したものと説明されている。

（３）　大量かつ広範な放射性物質による汚染

本件事故により、炉心溶融または水素爆発が発生した結果、原子炉圧力容器、格納容器、原子炉建屋が損傷したため、大量の放射性物質が大気中に放出され、放射性物質を含んだ雲（プルーム）となって拡散した。

原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）は、２０１１（平成２３）年４月１２日時点において本件事故により広い範囲で人の健康や環境に影響を及ぼす大量の放射性物質が放出されているとして、ＩＮＥＳ　に基づき、最悪の「レベル７（深刻な事故）」に評価を引き上げた。これは、１９７９（昭和５４）年のスリーマイル島原発事故の「レベル５」を超え、１９８６（昭和６１）年の旧ソ連のチェルノブイリ原発事故の「レベル７」に匹敵するレベルである。

後述のとおり、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会報告書（以下「国会事故調」という）（甲Ｂ１号証）によれば、本件事故で大気中に放出された放射性物質の総量は、ヨウ素換算（国際原子力指標尺度〔ＩＮＥＳ評価〕）にして約９００ＰＢｑ（ヨウ素：５００ＰＢｑ、セシウム　１３７：１０ＰＢｑ）とされており（Ｐ：ペタ＝１０００　兆）、チェルノブイリ事故における　ＩＮＥＳ　評価　５２００ＰＢｑ　の６分の１に相当する。

なお、原子力保安院の　２０１１（平成２３）年６月６日の発表では、大気中に放出された放射性物質の総量は「７７万テラベクレル（テラは１

兆)」(ただし、本件事故による海洋汚染を含まない大気中の汚染のみの値である)と推計した。

また、被告は、２０１２(平成２４)年６月２０日に、大気中に放出された放射性物質の総量を９０万テラベクレル(＝９００ペタベクレル)と推計した(東京電力事故調査報告書、甲Ｂ１０号証２９４頁)。

２　本件事故による避難区域、警戒区域の指定等

(１)　警戒区域等の指定

菅直人内閣総理大臣(当時。以下「菅総理」という。)は、２０１１(平成２３)年３月１１日１９時０３分、原子力緊急事態宣言を発令して原子力災害対策本部を設置した。

その後、同日２１時２３分、菅総理は、福島県知事及び関係各自治体に対し、福島第一原発周辺から半径３ｋｍ圏内の住民等に対する避難指示及び半径１０ｋｍ圏内の住民等に対する屋内退避指示を行った。

菅総理は、１号機及び２号機のベント実施予定時刻になってもベントが行われなかったことを受けて、ベントが成功せず格納容器で爆発が発生した場合、半径３ｋｍ圏内の避難指示では不十分であるとして、同月１２日５時４４分、福島第一原発から半径１０ｋｍ圏内の住民等に対する避難指示を行った。

同日１５時３６分、１号機原子炉建屋で水素爆発が発生し、原子炉建屋の屋根や壁面上部が損壊したことを受けて、菅総理は、同日１８時２５分、福島第一原発から２０　㎞圏内の住民等に対する避難指示を行った。

菅総理は、同月１４日１１時０１分に発生した　３号機の水素爆発を受けて、同月１５日１１時００分、福島第一原発から半径２０ｋｍ以上３０ｋｍ圏内の住民等に対する屋内退避指示を行った。

菅総理は、同年４月２２日、①福島第一原発から半径２０ｋｍ圏内を警戒区域に設定すること、②福島第一原発から半径２０ｋｍから３０ｋｍ圏内の屋内退避指示を解除すること、③葛尾村、浪江町、飯舘村、川俣町の一部及び南相馬市の一部を計画的避難区域に設定すること、④広野町、楢葉町、川内村、田村市の一部及び南相馬市の一部を緊急時避難準備区域に設定することを指示した（甲Ａ２号証）。

（２）　多数の住民の避難

この結果、極めて多くの住民が、政府による避難指示等に従って、指定された区域外への避難を余儀なくされており、緊急時避難準備区域等の住民を含めると、その数は　１５万人に達するともいわれている（甲Ｂ１号証３３１頁）。

３　終息宣言と警戒区域の再編

（１）　「冷温停止」宣言

２０１１（平成２３）年１２月１６日、政府の原子力災害対策本部［本部長・野田佳彦内閣総理大臣（当時。以下「野田総理」という。）］において、福島第一原発１～３号機原子炉の「冷温停止状態」を達成できたとして、行程表の「ステップ　２」終了を決定した。「冷温停止状態」とは、原子炉圧力容器底部の温度が摂氏　１００　度以下になることをいい、同月１５日現在で約３８～６８度となり、放射性物質の新たな外部放出が抑えられ、原発敷地境界での追加的被ばく線量が年間１ミリシーベルト以下になったとのことである。また、このとき、被告が今後３年程度の安全確保のためにまとめた施設運営計画も妥当とされた。

野田総理は、原子力災害対策本部の会合の後、記者会見し、「冷温停止」を宣言した。

しかし、同月４日、汚染水が放出され続けた結果、処理水タンクが満杯に近づいたため、被告は海洋放出を検討せざるを得ない状況に追い込まれた。

この点について、当時、保安院は「格納容器からの気体の放出を見ている。水は今後の検討」として、海洋汚染については目を背けるコメントをしていたが、２０２１（令和３）年４月１３日、政府は、汚染水を福島県沖の太平洋に放出することを決定しており、福島第一原発の外部に放射性物質の放出が続く事態となっている。

さらに２０１２（平成２４）年４月１２日には福島第一原発４号機の循環冷却装置が停止し、同年８月２８日には１～３号機の水位も低下して、福島第一原発は依然として危険な状態が継続した。

（２）　避難指示解除に向けた動き

政府の原子力災害対策本部は、２０１１（平成２３）年１２月１６日、「冷温停止」認定に合わせ、警戒区域及び計画的避難区域を、年間放射線量が２０ｍＳｖ未満となる避難指示解除準備区域、２０～５０ｍＳｖとなる居住制限区域、５０ｍＳｖ以上の帰還困難区域の３つに再編することを明らかにした。

その根拠とされたのは、政府の低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループが、２０１１（平成２３）年１２月１５日に取りまとめ、同月２２日に公表した報告書の見解である。この見解は、現在の科学的知見から、１００ｍＳｖ以下の被ばくによる発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しく、年間２０ｍＳｖの被ばくによる健康リスクは「他の発がん要因によるリスクに比べ十分に低い」として、年間２０ミリシーベルトを「より一層線量低減を目指すに当たってのスタートラインとしては適切」とするものである。

しかし、このような低線量域での被ばくについては危険性が無視できるという見解と、これ以下であればガンなどが発生しないという「しきい値」は存在しないという見解が併存し、科学的にも決着が付いていないものである。

そもそも、疾病の原因と結果の関係が１対１で対応することは極めて稀であって、幾つかの要因が複合して疾病が発症し得ることは経験則上明らかであるし、放射線影響による疾病は非特異的であって症状を観察するだけでは他の要因と区別するのは困難であるが、そのことは、低線量域における放射線影響を否定する理由にはならない。

また、空間線量年２０ｍＳｖを避難指示の基準としたのは、国際放射線防護委員会（ＩＣＲＰ）２００７（平成１９）年勧告における緊急時被ばく状況での下限を採ったものであるが、これも具体的な科学的知見ではなく社会的な判断の結果でしかない。のみならず、年間２０ｍＳｖ未満であれば安全性が確認されているわけでもない。

加えて、電離放射線障害防止規則上、空間線量が３ヶ月１．３ｍＳｖ（年間５．２ｍＳｖ）以上の場所は放射線管理区域とされることからしても、空間線量年２０ｍＳｖを被ばく線量の低減を目指すに当たってのスタートラインとすることは、余りにも高すぎるものである。

このように、上記報告書には問題が多いにもかかわらず、政府がこれに依拠して避難指示解除に向けた工程を示すのは、損害賠償の打ち切りを早めようという意図に出るものと疑わざるを得ない。

（３）　警戒区域再編の動き

２０１２（平成　２４）年３月３０日、まず、相馬市、田村市及び川内村で区域割りが決定し、同年４月１日には田村市及び川内村の警戒区域指定が解除された。

同年４月１６日に南相馬市が、同年７月１７日には飯舘村が、同年８月１０日に楢葉町が、それぞれ警戒区域指定を再編された。さらに同年１２月１０日に大熊町、２０１３（平成２５）年３月２２日に葛尾村、同年４月１日に浪江町、同年５月２８日に双葉町、そして同年８月８日には川俣町が、それぞれ警戒区域ないし計画的避難区域指定を再編された（甲Ｂ２号証）。

警戒区域の再編は、損害賠償継続と密接な関係がある。かねてより原発立地地域である双葉郡周辺の市町村は被告や政府との間で損害賠償基準について水面下で交渉していたが、警戒区域の再編の見通しをつけることは被告との関係で避難した住民の避難費用、慰謝料、休業損害等の終期を設定することに繋がると考えられていたため、被告ないし経済産業省と当該自治体との水面下の交渉において何らかの合意が形成されなければ区域再編は実現しなかった。

例えば、楢葉町が同年　４　月１３日に警戒区域を避難指示解除準備区域に移行することを受け入れながら、同月１７日にこれを撤回し、同月１８日に政府に対して賠償継続を要望している。また、浪江町の馬場有町長が同年８月１８日に年内を目標に区域再編に応じる発言をし、川俣町の古川道郎町長が同月２１日に年内早い時期の区域再編に応じる意向を示したが、それは同年７月２４日に被告が賠償基準を示したためであった。

（４）　避難指示の解除

田村市都路地区の一部（福島第一原発から半径　２０　キロ圏内）に出されていた避難指示は　２０１４（平成２６）年４月１日に解除された。

川内村東部の一部の避難指示は同年１０月１日に解除され、同村の他の地域の避難指示は、２０１６（平成２８）年６月１４日に解除された。これにより同村の避難区域は解消された。

楢葉町の避難指示は　２０１５（平成２７）年９月５日に解除された。

葛尾村の避難指示は帰還困難区域以外の区域について２０１６（平成２８）年６月１２日に解除された。

浪江町、飯舘村、川俣町山木屋地区の各避難指示は２０１７（平成２９）年３月３１日に解除され、富岡町の避難指示は翌４月１日に解除された。

大熊町の避難指示は帰還困難区域以外の区域について２０１９（平成３１）年４月１０日に解除され、帰還困難区域のうちの一部区域については、２０２０（令和２）年３月５日に解除された。

双葉町の避難指示は避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部区域について２０２０（令和２）年３月４日に解除された。

富岡町の避難指示は帰還困難区域の一部区域について２０２０（令和２）年３月１０日に解除された。

しかし、依然として、福島第一原発の立地している大熊、双葉両町のほぼ全域の「帰還困難区域」と５市町村にまたがる「帰還困難区域」については解除の見通しがない。

また、避難指示が解除された地域でも、除染、インフラ整備等が思うように進まないことから、帰還する者は少なく、帰還政策が順調に進んでいるとは到底言えない状況にある。

第５　被告の責任

１　民法７０９条の責任（主位的請求）

以下に述べるとおり、被告には、本件事故を生じさせたことにつき、原告らに対し、民法７０９条に基づき、通常の過失責任はいうに及ばず、故意とも同視しうる重大な過失責任がある。

（１）　原発の危険性と危害を防ぐための高度の注意義務

原発は、ひとたび重大な事故が発生すれば、周辺の広大な地域を汚染し、

夥しい数の人々の生命と健康を危険にさらし、場合によっては国家存亡の危機ともいうべき壊滅的な事態を招来するものであり、極めて大きな危険性を有するものである。

この危険性に鑑みれば、原発を運営・運転する被告は、原子炉の運転にあたっては、その時点における最新かつ最高の知識及び技術に基づいて事故の発生防止に万全を期すとともに、常に、より一層の安全の確保に向けて継続的に調査及び研究を尽くし、仮に、安全性の確保に疑念が生じた場合には、直ちに運転を停止して必要な対策を施すことを含めて、要求される最大限の防止措置を講じて周辺住民の生命・健康をはじめとする人格的利益に対する危害を未然に防止すべき、極めて高度な注意義務を負わなければならない（東京地裁昭和５３・８・３〔東京スモン事件〕等)。

なお、上記義務は、国が設定する各種指針や基準などの規制を遵守していれば、義務の履行が果たされたといえるものではない。被告は、現に原発を設置・運転する者として、各時点における最新かつ最高の知識及び技術に基づき、自ら過酷事故を起こさないだけの対策をとることが義務付けられているのである。

以下では、原子力関連法令の趣旨から、被告には高度な注意義務が課せられていることを論証する。

（２）　原子力関連法令の趣旨

ア　原子力基本法について

後述する「長期評価」が策定された、２００２（平成１４）年当時の原子力基本法は、１条において、「この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを計り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。」と規定し、２条において、「原子力の研究、開発及

び利用は、平和利用の目的に限り、安全確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」と規定しており、原子力を利用するには「安全確保を旨とし」なければならないとされていた。

イ　炉規法について

同じく２００２（平成１４）年当時の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）は、１条において、「この法律は、原子力基本法（昭和３０年法律第１８６号）の精神に則り、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、精錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制等を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する必要な規制を行うことを目的とする。」と規定する。

そして、２３条１項１号において、実用発電用原子炉を設置しようとする者は経済産業大臣の許可を受けなければならないと定め、２４条１項４号において、経済産業大臣は、原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質、原子炉等による災害の防止上支障がないと認めるときでなければ、上記許可をしてはならないと定めていた。

これは、原子炉等による災害の防止上支障がない状況を確保できない事業者には、原子炉の設置・運転の資格がないということである。

ウ　電気事業法について

電気事業法は、１条において、「この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制するこ

とによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする。」と規定し、電気工作物の維持、運用等を規制することによって、公共の安全を確保し、環境の保全を図ることを目的とすることを明らかにしている。

そして、２００２（平成１４年）当時の同法は、３９条１項において「事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。」と規定し、同条２項１号において、技術基準の要件の一つとして、事業用電気工作物は人体に危害を及ぼさないようにすることを求めていた。

これが事業者に課せられた義務である。前記炉規法が、名称のとおり、「設置」に関するものであるとすると、電事業法が「維持」、つまり日々の運転に関わるものである。３９条２項１号の「人体に危害を及ぼさないようにすること」、１条の「公共の安全を確保し、及び環境の保全を図る」に鑑みれば、その意味は、原子炉の安全を確保し続けることで、間違っても放射性物質の漏洩によって、人体、公共の安全、環境を危険にさらしてはならないということを明確に定めているのである。

これを受けて、２００２（平成１４）年当時の同法４０条は、「経済産業大臣は、事業用電気工作物が前条１項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、もしくは移転し、もしくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。」と規定し、経済産業大臣は事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認めるときは、いわゆる技術基準適合命令を発することができることとした。この技術基準適合命令は、事業者の義務が前提となっている。

このように、同法は、技術基準の策定及び適合命令の発令という仕組みを

設けることによって、事業用電気工作物の安全性を確保しようとしていた。

エ　省令６２号（特に省令６１号との差異について）

電気事業法は、原子力発電を含む、「事業用電気工作物」を一般的に規定する規制である。従って、水力発電も火力発電も、３９条１項に基づき、「人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにする」ために、技術基準が定められている。これが１９６５（昭和４０）年に定められた「電気設備に関する技術基準を定める省令」（昭和４０年６月１５日、通商産業省令６１号）である。

しかし、原子力発電においては同省令が適用されない（３条１項）。そうして別個に定められたのが、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」（昭和４０年６月１５日、通商産業省令６２号）である。

この事実は、「人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにする」ために、原子力発電には別個の規定を定めなければならないこと、事故が生じた時の被害が、他の形式の発電所に比べ甚大であることを法が前提としていることを示す。

そうだとすれば、省令６１号の「人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにする」ためという規定と、省令６２号の「人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにする」ためという規定は、求められる安全性の程度に差があることを前提とし、省令６２号の方がより高度な安全性を求めているということができる。

内容を見ても、省令６２号の４条１項に「防護措置等」が規定される。この規定に相当するものは、省令６１号にはない。

また、本件事故前の規定を具体的に見ると、まず２００２（平成１４）年時点では、

「原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タ

ービン及びその附属設備が地すべり、断層、なだれ、洪水、津波又は高潮、基礎地盤の不同沈下等により損傷を受けるおそれがある場合は、防護施設の設置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない」（下線は引用者）。

という規定となっていた。同条は、２００６（平成１８）年に、

「原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が想定される自然現象（津波、地すべり、断層、なだれ、洪水、高潮、基礎地盤の不同沈下等をいう。ただし、地震を除く。）により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない」

という規定になった。

「地震」が除かれているのは、５条で耐震性が別個に規定されているからである。なお本件事故後、津波が４条１項から独立し、５条の２（津波による損傷の防止）になった。

原子炉施設とは「原子炉及びその附属設備」（２条２号）であるから、原子炉建屋である。同様に、「蒸気タービン及びその附属設備」とは、タービン建屋である。タービン建屋も、１次冷却材（２条３号）を通じて原子炉と繋がる。

したがって、原子炉建屋の損傷のみならず、タービン建屋の損傷も「原子炉の安全性を損なうおそれ」に繋がりうる。省令は、かかる事態が例示の自然現象が引き金となって引き起こされないように、その「おそれ」であっても、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならないというのである。

省令が守るべき設備として、具体的に特定しているのは「原子炉」である。それは、原子炉の損傷は、放射性物質の漏洩という、火力・水力発電の場合

とは異なる、重大且つ異質な危険が内包されていることを前提としているからにほかならない。

同じく２００２（平成１４）年当時の省令６２号は、４条１項において、

「原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその付属設備が想定される自然現象（地すべり、断層、なだれ、洪水、津波又は高潮、基礎地盤の不同沈下等をいう。但し、地震を除く）により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない」

と規定する。

この規定は、原子炉建屋、タービン建屋等にトラブルが生じることを、重大な性能規定違反と捉えている。つまり、津波が原発の主要施設に押し寄せ、それにより、原子炉の安全性に支障をきたすことがないように、適切な措置を講じることを求めていた。

オ　伊方原発最高裁判決

これら原子力関連法令の趣旨は、伊方原発最高裁判決（平成４年９月２２日最高裁第一小法廷判決・民集４６巻６号５７１頁）が、

「原子炉が、原子核分裂の過程において高エネルギーを放出するウラン等の核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため」

と判示するように、原発に対しては、「万が一にも」重大事故が発生しないように極めて高度な安全性を要求しているのである。

伊方原発最高裁判決は、原子炉の設置許可に関する判決であり、本件のように設置後の安全性問題に関する判決ではない。

しかし、原発の危険性に照らせば、原発に対して求められる安全性については、設置時と設置後で違いがあってはならないことは自明である。

また、万が一にも原発事故が起こらないようにしなければならないのは、直接的には、原発を運転している原子力事業者である。

したがって、上記伊方原発最高裁判決が判示する万が一にも原発事故が起こらないようにする責務は、被告にはより一層当てはまるものである。

カ　小括

以上のような、原子力関連法令の趣旨及び、ひとたび原発において重大事故が起これば、放射性物質の飛散により広範な地域環境が汚染破壊され、多数住民の生命、健康、財産等にとりかえしのつかない甚大な被害が生じる原発事故の特質に鑑み、原子力事業者には、原子力発電に関する万全の安全対策が求められており、万が一にも重大事故が発生しないよう、原発の施設の維持管理に極めて高度な安全性が要求されている。

以上のとおりであるから、原子力発電の安全対策においては、万が一に重大事故が発生しないようにするため、「危険があるのに誤って対策しない」ことなどあってはならず、そういった事態を避けるため、生成途上の科学的知見であっても、相当程度の科学的信頼性があるものについては、その知見を踏まえて、抽象的危険の段階でも講じること（以下「事前警戒・予防」という。）が求められることになる。

そして、この「事前警戒・予防」の考え方は、原発規制を行う国はもとより、原発を実際に運転させている被告にも当然に当てはまるものである（甲

Ｂ１１号証１０～１５頁、２５頁２～３行目)。

（３）「事前警戒・予防」の点から求められる科学・技術の内容等

ア　最高裁判決も最新の科学・技術水準への即応性を要求していること

「事前警戒・予防」においては、対策すべき「危険」の存在を速やかに発見するために、最新の科学・技術水準への即応性が求められている（甲Ｂ１１号証)。

伊方原発最高裁判決においても、「右審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものであることが明らかである。」、「現在の科学的水準に照らし」、「最新の科学技術水準への即応性の観点からみて適当ではないとの見解に基づくものと考えられ」等と判示して、これを肯定している。

イ　生成途上の科学的知見であっても「客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見」であれば活用がもとめられること

省令６２号４条１項に定める、津波による「原子炉の安全性を損なうおそれ」がないようにするための「事前警戒・予防」には、津波の予測が不可欠であるところ、津波の予測については、充分な経験的データがないなどの理由により、生成途上の科学的知見が多い。

しかし、「事前警戒・予防」のためには、生成途上の科学的知見であっても、それぞれの時点における専門知識を駆使して、中・長期に及ぶ将来予測を行い、原発の安全確保・安全性の向上を積極的に進めることが、求められるのである。

そして、前述のとおり、原子力発電の安全対策の前提となる知見・研究は、必ずしも通説である必要性はなく、「客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見」であればよい。

ウ　原発の安全対策に求められる最新の科学・技術水準への即応性

また、原子力の利用については、その内包する危険性の高さなどから社会実践・社会実相の過程における試行錯誤も大幅な制約を受け、実証が困難な場合も多い。

それゆえ、原発の安全対策に求められる最新の科学・技術水準への即応性とは、すなわち最新の科学的知見を持って予測される最も深刻な事態に対して適切に対応・対処することである。

エ　小括

以上のとおりであるから、被告は、客観的かつ合理的根拠を有する知見（仮説など生成途上の知見も含む）に基づき、原発の安全性に対する合理的な疑いがあると認められるときは、事前警戒・予防の観点から、想定され、もしくは想定すべき津波による原発施設の安全性を損なうことがなくなるように、その時点における最新の科学・技術水準による必要かつ適切な措置を講じなければならないのである。

（４）　被告に課された高度な注意義務に関する小括

以上のように、原発の安全確保に関する極めて高度な注意義務の存在や、過酷事故発生により甚大な被害が生じる原発の特殊性から、原発を運営・運転する被告に求められる安全対策の前提となる知見・研究は、必ずしも通説である必要性はなく、客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見であればよいということになる。

これらのことを前提に、以下では、本件事故に対する被告の過失、つまり、予見可能性・結果回避可能性の存在を明らかにする。

２　予見可能性の存在

（１）　予見可能性とは何か

「予見可能性」は、行為者が行為の時点で、特に知っていた事情及び一般

人が認識しえた事情、更には、行為者が調査研究（予見義務）を尽くせていれば得られたであろう情報・知見を基礎として、当該行為の性質によって特定された領域の、専門性等も考慮した通常人を基準として、損害又はこれにいたる因果関係の基礎的部分ないし危険（具体的危険、一定の場合は抽象的危険）を予見することができたかどうかというものである（甲Ｂ１２号証、判例タイムズ１２４０号（２００７年８月１日発行）、５９頁参照）。

この基準時は行為時である。そして、「当該行為の性質」も考慮すべきだという点である。この時の、「一般人」というのは、「専門性等も考慮した通常人」が基準となる。そして最終的に予見すべきは「損害又はこれにいたる因果関係の基礎的部分ないし危険（この「危険」は一定の場合は抽象的危険）」（甲Ｂ１２号証、判例タイムズ１２４０号（２００７年８月１日発行）、５９頁参照）だということである。

（２）　本件における予見の対象について

予見可能性は、不法行為者に対して結果回避義務を課す前提として、当該行為によって当該結果が発生する危険性を予見できたことが必要であることから要求されるものである。

そうである以上、予見の対象は、当該不法行為者において、結果の防止行為ないし回避行為を期待することを基礎づけるに足りる事情、すなわち、当該行為によって生じた権利侵害及びそれに至る基本的な因果経過で足りる。

本件事故は、前述のように津波によって非常用ＤＧや配電盤など原子炉の安全確保に不可欠な設備が浸水し、原子炉が制御不能となって原子炉から大量の放射性物質が放出された事故である。

したがって、予見可能性の判断において求められる「基本的な因果経過」とは、電源設備など原子炉の安全確保に不可欠な設備が浸水し、原子炉の冷却機能を喪失する事態のことである。

そして、地震・津波は、そうした事態を招きうる外力であると容易に想定できるのであって、かかる事態を招きうる津波、すなわち福島第一原発の「敷地高Ｏ．Ｐ．＋１０メートルの福島第一原発を浸水させ、電源喪失を生じさせ得る程度の津波の発生」こそが、本件事故における被告の予見の対象である。

つまり、本件における予見の対象は、マグニチュード９．０を記録した本件大地震やそれに伴って生じた、福島第一原発に最大波高Ｏ．Ｐ＋１５．５ｍで襲来した本件大津波そのものではないのである。

（３）　原子力法制下における予見可能性と結果回避義務の関係

「事前警戒・予防」に基づく安全対策が求められる、原子力発電においては、対策の対象となり得る「危険の存在」があると評価された場合には、その危険を回避するための措置が速やかにとられなければならず、そこに裁量の入り込む余地や要件を加重させるような規範が入り込む余地はない。

すなわち、「事前警戒・予防」の観点からは、可及的に危険を小さくしていかなければならないのであり、対策の対象となり得る「危険の存在」に関しては、「抽象的危険」が存在すればよいこととなる（上記判例タイムズの定義にあるように「一定の場合」にあたるのである）。

そして、「危険」が存在すれば、結果回避義務が生じ、それ基づく結果回避措置をとることが要求され、その求められる結果回避措置をとらなければ、結果回避義務違反となる。そのため、被告には、原子力発電所の運営上、対策すべき「危険」が存在する場合は、「事前警戒・予防」の観点から予見可能性とそれに続く結果回避義務が課されることになる。

（４）　本件事故の予見可能の有無

本件の予見可能性の有無を判断するにあたって重要なのは、対策すべき「危険」の存在を速やかに発見するため用いられる、本件事故前の最新の科

学・技術として、いつどのような「客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見」が存在したかである。以下検討する。

ア　２００２年時点

（ア）　津波評価技術について（甲Ａ１４・１５号証）

土木工学の進歩及び土木事業の発達並びに土木技術者の資質の向上を図ることを直接の目的とする社団法人である「土木学会」の原子力土木委員会内に設置された津波評価部会（以下「津波評価部会」という。）は、２００２（平成１４）年２月に、「原子力発電所の津波評価技術」（以下「津波評価技術」という。）を発表した。津波評価技術は、初期の原発が建設された後、急速に進歩した津波の予測技術を標準化し、原発安全設計に取り入れる目的で策定されたものである（甲Ｂ１号証国会事故調８３頁の注５３）。

福島第一原発の津波に対する敷地の安全性について、津波評価技術では、津波の数値シミュレーションを行った結果、設計津波水位（設計に使用する津波水位をさし、設計想定津波の数値計算結果に適切な潮位条件を足し合わせたものをいう。甲Ａ１４・１５号証）の最高は、福島第一原発では近地津波においてＯ．Ｐ．＋５．４～５．７ｍと算出された。

ただ、津波は地震の随伴現象であり、陸上に遡上する津波高を予測するにあたっては、まずどこでどの程度の規模の地震が発生するかという適切な波源モデルの設定と、この波源モデルをもとに、断層運動がもたらす津波の伝播過程を的確に捉えて津波高を推計する計算モデルが必要となる。

この点、津波評価技術は、原子力発電所における設計推移を求めるための評価手法の検討が目的であり、どこにどういう波源を置くかについて詳細に検討していなかった。

特に、福島第一原発にとって極めて影響の大きい福島県～茨城県沖の海溝沿いの海域には波源を設定しておらず、同海域を波源とする津波を評価できるようにはなっていなかった。

したがって、津波評価技術によって算出された津波高（最大Ｏ．Ｐ．＋５．７ｍ）は、正確性を欠くものであった。

この津波評価技術に欠けていた波源モデルの検討に関しては、以下に述べる長期評価の存在が決定的に重要になる。

（イ）　長期評価について（甲Ａ１６号証）

①　推進本部による長期評価の公表

地震調査研究推進本部（以下「推進本部」という。）は、２００２（平成１４）年７月３１日、「三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域において明治三陸地震と同程度の地震がどこでも発生する可能性がある」とする「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「長期評価」という。）を公表した（甲Ａ１６号証）

長期評価では、福島第一原発の沖合を含む三陸沖北部から房総沖の日本海溝沿いにおいて、「Ｍ８クラスのプレート間の大地震は、過去４００年間に３回発生していることから、この領域全体では約１３３年間に１回の割合でこのような大地震が発生すると推定される。ポアソン過程により……、今後３０年以内の発生確率は２０％程度、今後５０年以内の発生確率は３０％程度と推定される」（甲Ａ５号証５頁）と判断した。

そして、「次の地震も津波地震であることを想定し、その規模は、過去に発生した地震のＭｔ等を参考にして、Ｍｔ８．２前後と推定される」（甲Ａ５号証６頁）と結論付けた。

このように福島第一原発のある福島県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域においては、どこでも、Ｍ８クラスのプレート間大地震

が発生する可能性があり、その確率は、今後３０年以内で２０％程度、今後５０年以内で３０％程度であるとされた。

長期評価は、津波評価技術では十分な検討が行われていなかった、津波の波源モデルに関する新たな科学的知見であった。

②　長期評価策定の経緯

１９９５（平成７）年１月１７日に生じた阪神淡路大震災を受けて、日本における地震防災対策に関する課題が浮き彫りになったことをきっかけとして、地震防災対策特別措置法が制定され、これに基づき推進本部が設置された。

この推進本部は、地震に関する調査研究の成果が国民や防災を担当する機関に十分に伝達され活用される体制になっていなかったという課題意識の下に、行政施策に直結すべき地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、地震防災対策特別措置法に基づき総理府に設置（現・文部科学省に設置）された政府の特別の機関である（地震調査研究推進本部ＨＰより、甲Ａ６号証）。

推進本部は、単なる研究機関や私的な諮問機関とは全く性格を異にしており、調査研究の成果を収集・整理・分析し、国の地震防災対策の強化に役立てるための総合評価を行うことが目的とされており、公表された知見等は、「行政的にも地震防災に生かされていくこと」が当然に予定されている。

そして推進本部の下に設置された「地震調査委員会」、さらにその下に内陸の活断層で発生する地震や海域に発生するプレート間地震（海溝型地震）についての長期評価を検討するために設置された「長期評価部会」、海溝型地震について審議するために同部会の下に設置された「海溝型地震分科会」における各審議を経て取りまとめられたものである。

海溝型地震分科会は、主査の島崎邦彦東京大学教授はじめ地震学会のトップクラスの研究者１３名の委員で構成されていた。

長期評価は、海溝型分科会で多数回にわたり濃密な議論・検討を行い、その最大公約数の見解として取りまとめたもの（甲Ａ７号証の１～５）で、その見解は、海溝型分科会の上位機関である長期評価部会、そして地震調査委員会という、これまた地震学の専門家により構成された会議体での議論を通じても検証がなされ、研究推進本部・地震調査委員会の責任において公表されたものである。

③　長期評価の信頼性

以上のとおり、長期評価は、地震防災対策特別措置法に基づき、政府が設置した機関である推進本部によって策定、公表されたものである。

また、長期評価の見解は、第一線の専門家により、異論も含め十分な議論を経て策定されたものであり、信頼性の極めて高い知見であった。

このような長期評価を策定した主体、長期評価の見解が取りまとめられ公表に至った経緯及び実際の検討結果等から、長期評価の見解は、単なる地震学者や民間団体の一見解とは異なり、新たな客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見であり、被告が万が一にも事故が起きないように地震対策、津波対策を検討するにあって、取り入れることが必須のものであった。

（ウ）　２００２年時点における本件事故の予見可能性の存在

以上のとおり、２００２年時点では、まず津波評価技術の策定により、津波の評価手法、つまり津波高の計算手法が存在していた。

また、正確な津波高の計算にあたって必要な波源モデルに関しては、長期評価という、客観的かつ合理的根拠を有する新たな科学的知見が存在した。

これら２つの技術・知見を用いれば、被告は、２００２（平成１４）年７月３１日の長期評価の公表以後、遅くとも５か月後の同年１２月末には、本件の予見の対象である「敷地高Ｏ．Ｐ．＋１０メートルの福島第一原発を浸水させ、全交流電源喪失を生じさせ得る程度の津波の発生」を予見可能であった。

このことは、後述のとおり、被告が、２００８（平成２０）年４月１８日、子会社の東電設計に依頼して、長期評価の知見に基づき、地震の発生域と波源を設定し、そのデータを用いて津波評価技術の計算手法により福島第一原発に襲来する津波高を計算したところ、最大波高Ｏ．Ｐ＋１５．７ｍの津波が本件福島第一原子力発電所に到来し得ることを算出していることからも明らかである（以下「２００８年推計」という）（甲Ａ８号証）。

長期評価公表後、原子力事業者である被告は、最新の科学・技術水準への即応性が求められているのだから、「事前警戒・予防」の観点から、危険の存在を見つけるために、すぐに２００８年推計と同様の計算を行う必要があった。そうすれば、被告は、遅くとも２００２年内には、２００８年推計と同程度の最大波高Ｏ．Ｐ＋１５．７ｍの津波が福島第一原発に到来し得ることができたのであるから、本件の予見の対象である「敷地高Ｏ．Ｐ．＋１０メートルの福島第一原発を浸水させ、全交流電源喪失を生じさせ得る程度の津波の発生」は予見可能であった。

（エ）　小括

以上のとおりであるから、被告は、２００２（平成１４）年末には、本件の予見の対象である「敷地高Ｏ．Ｐ．＋１０メートルの福島第一原発を浸水させ、全交流電源喪失を生じさせ得る程度の津波の発生」は予見可能であった。

イ　２００４年時点

２００４（平成１６）年１２月２６日、インドネシア・スマトラ沖においてＭ９．１の巨大地震が発生し、それに伴う大津波が発生した。この津波は、インド洋を約１３００㎞渡り、インドの最南部の東岸にあるマドラス原子力発電所に襲来した。

この津波は、幸い原発の敷地高を超えるものではなかったが、取水トンネルを抜け、敷地高より低い位置にあった冷却ポンプの機能を停止させた。それにより、原子炉内の圧力が高まり、原子炉の緊急停止が発生したという重大事故である。

このマドラス原発は、設計段階において既往最大（記録のある最大）の津波をもとに設計されていた。しかし、その想定を超える津波の襲来により原発が「想定外」の緊急停止に追い込まれた初の事例であった。

また、比較沈み込み学により、本件大地震・本件大津波が発生した領域での海のプレートの年代は１億２千万よりも古いため、Ｍ９クラスの巨大地震が起きるほど海のプレートが新しくなく、年代に照らして、最大でもマグニチュード８前半クラスまでしか発生しないと考えられていたが、プレートの年代が古いスマトラ沖でＭ９．１の巨大地震が起きたことでこの考えも改められざるを得なくなった。

したがって、マドラス原発における事故を受けて、被告は、既往最大地震ないし津波を想定したのでは、原発の安全性が保たれ得ないことを改めて認識していた（甲Ｂ１３号証７６～８３頁）。

ウ　２００６年時点

上記の２００４（平成１６）年１２月２６日のスマトラ沖津波や２００５（平成１７）年８月１６日の宮城県沖地震を受けて、２００６（平成１８）年１月１７日、保安院及び原子力安全基盤機構（ＪＮＥＳ）の主催による内

部溢水、外部溢水勉強会が開かれた（以下「溢水勉強会」という。）。

２００６（平成１８）年５月１１日に開かれた、第３回溢水勉強会に被告もこれに参加し、福島第一原発に高い津波が襲来するとどんな事態を引き起こすかを報告した（甲Ａ９・１０・１１号証）。

被告からは、その際、敷地高を超える津波が襲来すると、大物搬入口、非常用ディーゼル発電機の吸気口、サービス建屋の入り口など、複数個所から海水が侵入し、タービン建屋地下１階にある電源室が浸水し電源喪失が生じるとの説明がなされた。

この時、出席していた保安院発電安全班長の小野祐二氏は、本件事故後の検察からの取り調べに対し、「この結果を聞いて、確かＪＮＥＳの蛯沢（勝三）部長が「敷地高を超える津波が来たら結局どうなるの」などと尋ね、被告の担当者が「炉心溶融」ですと答えたと記憶しています。」と述べていた（甲Ｂ２７号証、小野祐二検面調書８～１０頁）。

したがって、被告は、２００２（平成１４）年の長期評価策定後には、福島第一原発に、敷地高を超える津波が押し寄せた場合に、炉心溶融などの過酷事故が生じることを認識し得たし、２００６（平成１８）年５月１１日の溢水勉強会時点ではそのことをすでに認識していたといえる。

なお、第３回溢水勉強会では、本件原発の５号機を対象とした報告が被告からなされたが、５号機よりも低い位置にあり、かつ５号機と同様に電源設備などの重要施設がタービン建屋地下１階などに存在するなど構造的な同一性があった、本件事故を起こした１号機から４号機においても、敷地高を越える津波が来た場合に、５号機と同様、電源喪失が生じることを、被告は当然認識していたといえる。

そして、溢水勉強会により、改めて原発の安全性への疑問が明白となった段階で、万が一にも重大事故が起きないようにするため、被告が長期評価の

知見を取り入れた津波高の計算をしないという選択をすることは許されない状況にあったことは明らかである。このことは、保安院等からは敷地高を越える津波対策をするよう話がされていることからもいえる（甲Ｂ２７号証９頁）。

したがって、被告は、２００６（平成１８）年５月１１日時点で、２００８年推計と同様の計算を行い得たし、行うべきであったのであり、被告にはその時点で、福島第一原発敷地高を越えて、全交流電源喪失を生じさせ得る津波に対する予見可能性があった。

エ　２００８年時点

被告は、高度な安全性を要求される原発の安全対策上、長期評価の知見を無視することはできないと考え、２００８（平成２０）年３月１８日、子会社の東電設計に依頼して、長期評価の知見に基づき、福島県沖の日本海溝寄りに地震の発生域と波源を設定し、津波評価技術の計算手法を用いて福島第一原発に襲来する津波高を計算した。

その結果、最大波高Ｏ．Ｐ＋１５．７ｍの津波が本件福島第一原発に到来し、１号機から４号機周辺が広範囲に水に浸かること、４号機では建屋が４ｍ以上も水に浸かることが予測された（２００８年推計、甲Ａ８号証）。

この２００８年推計によって、被告は、本件の予見の対象である「敷地高Ｏ．Ｐ．＋１０メートルの福島第一原発を浸水させ、全交流電源喪失を生じさせ得る程度の津波の発生」を明確に予見した。

（５）　小括（被告が本件事故の可能性を認識した時期）

以上のとおり、被告は、２００２（平成１４）年７月３１日に公表された長期評価見解により、福島県の太平洋沖で津波地震の到来の可能性を認識しており、速やかに長期評価の見解に基づき２００８年推計と同様の計算をす

べきであった。そすれば遅くとも同年１２月末までには、２００８年推計と同様の結果を得られたのであり、本件の予見の対象である「敷地高Ｏ．Ｐ．＋１０メートルの福島第一原発を浸水させ、全交流電源喪失を生じさせ得る程度の津波の発生」の予見可能であった。

仮に、そうでないとしても、２００４（平成１６）年１２月２６日のスマトラ沖巨大地震によるマドラス原発における事故を受けて、被告は、既往最大地震ないし津波を想定したのでは、原発の安全性が保たれ得ないことを改めて認識していたのであるから、速やかに長期評価の見解に基づき２００８年推計と同様の計算をすべきであった。そうすれば、遅くとも２００５（平成１７）年６月には、２００８年推計と同様の結果を得られたのであり、本件の予見の対象である「敷地高Ｏ．Ｐ．＋１０メートルの福島第一原発を浸水させ、全交流電源喪失を生じさせ得る程度の津波の発生」の予見が可能であった。

仮に、そうでないとしても、被告は、２００６（平成１８）年５月１１日には、前記溢水勉強会において、具体的に福島第一原発における想定外津波による浸水及び全電源喪失の可能性を予見しており、想定を超える津波への対策の必要性を保安院等からも指摘されていた。

そのため、百歩譲っても、被告は、この時点で長期評価の見解に基づく津波評価をすべきであったのであり、そうすれば２００６（平成１８）年１２月末までには、２００８年推計と同様の結果を得られたのであり、本件の予見の対象である「敷地高Ｏ．Ｐ．＋１０メートルの福島第一原発を浸水させ、全交流電源喪失を生じさせ得る程度の津波の発生」の予見が可能だった。

そして、２００８（平成２０）年３月１８日時点では、被告は、本件の予見の対象である「敷地高Ｏ．Ｐ．＋１０メートルの福島第一原発を浸水させ、全交流電源喪失を生じさせ得る程度の津波の発生」を明確に予見していた。

３　結果回避義務

以上のとおり、被告には、本件の予見の対象である「敷地高Ｏ．Ｐ．＋１０メートルの福島第一原発を浸水させ、全交流電源喪失を生じさせ得る程度の津波の発生」を現に予見しあるいは予見し得たのであるから、被告は原発事故の回避のために種々の結果回避措置をとらねばならない義務が生ずることとなる。

４　結果回避措置及びその措置による結果回避可能性

以下では、被告が結果回避義務に基づき取るべき結果回避措置及びその措置による結果回避可能性について述べる。

（１）　津波の襲来に対して、どのような対策が可能だったか

ア　はじめに

本件事故は、震度６強の地震動により送電ルートが破壊されて外部電源を喪失し、かつ、非常用ディーゼル発電機、電源盤、直流電源及び海水ポンプ等が低位置に設置されていたため、敷地高を超える津波襲来に伴う浸水によりいずれも機能を喪失し、全交流電源喪失という事態に至ったため、原子炉内の冷却機能を失ったために生じたものである（甲Ｂ１号証、甲Ｂ４号証、甲Ｂ２０号証）。

この全交流電源喪失がもたらされる事態を回避するための措置をとることができれば、本件事故は発生しなかったといえる。

その事態を回避するための措置としては大きく以下のような措置が考えられる（甲Ｂ１４号証・渡辺意見書、甲Ｂ１５号証・渡辺証人調書（５７回）、甲Ｂ１６号証・渡辺証人調書（５８回）、甲Ｂ１７号証・筒井哲朗意見書、甲Ｂ１８号証・佐藤暁意見書、甲Ｂ１９号証・佐藤暁証人調書、甲Ｂ２１～２４、２８号証・上津原勉検面調書、上津原証人調書・甲Ｂ２５

号証)。

① 防潮堤の設置

② 建屋の水密化

③ 各機器室の水密化（重要機器室の水密化）

④ 電源設備等の重要機器類の高所移設

⑤ 可搬式設備の設置

以上の対策をしていれば、本件のような全電源喪失という事態は免れたといえる。特に、建屋の水密化や、重要機器の水密化及び電源設備の高所移設などは､その施工に多額に費用や長い期間を要するものではないため、事前警戒・予防の観点から求められる万全の安全性確保のためには、被告は予見可能性が生じた後すぐにでも工事に着工せねばならなかった。

なお、上津原勉氏（以下「上津原氏」という。）は、１９８２（昭和５７）年４月に被告に技術系社員として入社し、２０１１（平成２３）年７月１日に本店の原子力設備管理部長となり、被告が２０１２（平成２４）年６月２０日に作成した「福島原子力事故調査報告書を取りまとめた責任者である（甲Ｂ２０号証、上津原検面１０月３０日付のもの)。同人は、防潮堤の設置、もしくは建屋の水密化や、重要機器室の水密化により、本件事故が回避できたことを述べている（甲Ｂ２１～２５号証)。

つまり、被告自身が本件事故の結果回避可能性を肯定しているのであるから、本件の結果回避可能性は明らかである。

以下では、それぞれの対策によって結果回避が可能であったことについて述べる。

イ　防潮堤の設置（①）

前述のように、本件事故は、原発敷地高よりも高い津波が押し寄せ、敷地内に海水が流入し、原発施設の地下に設置された配電盤等の電源設備が

故障したために生じたものである。

だとすれば、押し寄せた津波が遡上して、敷地内に水が流入しないようにし、敷地自体への浸水を防げれば本件事故は起きることはなかった。

したがって、福島第一原発に近接する海岸線近くの陸上に、防潮堤の設置をすることによって、本件事故が防げたといえる。

なお、長期評価策定後には、最大波高Ｏ．Ｐ＋１５．７ｍの津波が押し寄せることが予見できたのであるから（２００８年推計参照)、設計段階ではそれに対する余裕度を持った形で設計・建設がなされるはずであり、その点からも本件事故を防ぐことが十分可能であった。

この対策については、佐藤意見書（甲Ｂ１８号証）では、対策のための期間として、３年であるとし、上津原氏は期間として２年４ヵ月、費用として１１０億円であるとしている（甲Ｂ２８号証１９頁)。

よって、予見可能性の存在した２００２（平成１４）年内から防潮堤の設置を開始していれば、本件事故を防ぐことは可能であった。

仮に、予見可能性の存在が２００６（平成１８）年１２月末時点、２００８（平成２０）年３月１８日時点であってもそれは同様である。

ウ　建屋の水密化

本件事故は、タービン建屋の１階もしくは地下１階にあった非常用ＤＧと配電盤の被水による故障による全交流電源喪失によるものである。

そうだとすれば、タービン建屋内に水が入らないような対策をすることによって全交流電源喪失を免れることができたことになる。

これに対する対策に関して、①大物（機器）搬入口などへの水密化対策、②その他の換気空調系ルーバなどの浸水防止対策（吸排気口の高所移設など）を行うこと必要がある。

上記の専門家等も上記対策により事故が防げたことを認めている（甲Ｂ１

４～２５号証）

また、その対策に要する期間としても、渡辺敦雄氏は２～３年（甲Ｂ１４号証５～７頁）、上津原氏も２年半（甲Ｂ２８号証２０～２７頁）、佐藤暁氏は１年程度（甲Ｂ１８号証３３頁）としている。

加えて、日本原電が東海第二原発において、「長期評価」に基づく想定津波を前提として建屋の水密化措置を講じた際には、２００８（平成２０）年１２月から２００９（平成２１）年９月までの約１０か月間で工事の施工が完了している（甲２６号証３２頁及び資料１９参照、同２６号証３３～４０・１０７頁及び資料２１～２３・４４～４６参照、同２６号証４３・４４・５８・５９頁及び資料２６・４０参照、同２６号証４９～５３頁及び資料３５～４６参照）。

同時に建屋の水密化工事が施工された敦賀原子力発電所１号機の建屋の水密化工事は、２００９（平成２１）年１月から同年９月までの約９か月間、同２号機の建屋の水密化工事は２００９（平成２１）年１月から同年６月までの約６か月間を所要期間として工事がなされている（甲Ｂ２６号証の資料４４・４５参照）。

よって、予見可能性の存在した２００２（平成１４）年内から建屋の水密化を進めてしていれば、本件事故を防ぐことは可能であった。

仮に予見可能性の存在が２００６（平成１８）年５月時点、２００８（平成２０）年３月時点であってもそれは同様である。

エ　重要機器室の水密化

ウと同様、非常用ＤＧや配電盤が被水して故障しなければ本件事故は防げたのであるから、これら原発の安全停止のために必要な機器室に水が入ってこないような対策をすれば本件事故を防ぐことができる。

この対策により本件事故を防ぐことができたこともまた専門家等も上記

対策により事故が防げたことを指摘する（甲Ｂ１４号証～甲Ｂ２５号証）

そして、その対策に要する期間としては、いずれの専門家も２年半以内には完了することができたと指摘している。

したがって、予見可能性の存在した２００２（平成１４）年内から、重要機器室の水密化を進めていれば、本件事故を防ぐことは可能であった。

仮に予見可能性の存在が２００６（平成１８）年５月時点、２００８（平成２０）年３月時点であってもそれは同様である。

オ　電源設備等の重要機器類の高所移設・可搬式設備の設置

（ア）　電源設備等の重要機器類の高所移設について

万が一、タービン建屋内の非常用設備及びその付属設備が設置されていた機器室内に浸水が生じることに備えて､計器類のための非常用電池、非常用電源設備としての配電盤を、タービン建屋内の高所または、福島第一原発敷地内の高所に配置することにより、全交流電源喪失を免れることも可能であった。

この計器類のための非常用電池とは、中央制御室の照明、制御盤指示器、重要機器に関する計器のための電源であり、具体的にはリチウムイオンバッテリーである。

非常電源設備としての配電盤とは、中央制御室の照明、制御指示器、重要機器のための配電盤である。

具体例としては、浜岡原発で施工があり、福島第一原発においても浜岡原発と同様にＯ．Ｐ．＋３２ｍ以上に設置することが適切であった。

以上のことは、専門家も指摘しており（甲Ｂ１４号証１３頁以下)、これによっても本件事故を防ぐことが可能であったことは明らかである。

さらに、専門家の指摘では、この工事の工期は２年とされており、予見可能性の存在した２００２（平成１４）年内から、重要機器類の高所

移設を進めていれば、本件事故を防ぐことは可能で、結果回避可能性は存在する。

仮に予見可能性の存在が２００６（平成１８）年５月時点、２００８（平成２０）年３月時点であってもそれは同様である。

（イ）　可搬式設備の設置

万が一、重要機器類が被水により故障した場合でも、可搬式設備と人的対応だけで、原子炉を安全停止状態に導き、維持することができれば本件事故は生じることはなかったといえる。

この対策は、２００２（平成１４）年にアメリカ合衆国原子力規制委員会（ＮＲＣ）が発行した暫定補完措置オーダー（ＥＡ－０２‐０２６）の中で規定したものであって、２００６（平成１８）年には、その対策に関するガイドラインも発行されている。

内容としては、可搬式の高圧ポンプや電源設備を備えることと、それらを移動してつなぎこみを終え、使用できるようにするまでの間、原子炉の冷却機能を維持するため、原子炉からの高圧蒸気を駆動力とするタービン式の高圧ポンプによる冷却系（ＲＣＩＣ系）を完全にマニュアル操作で起動、運転することにある。

これらの対策については、専門家の意見書の中でも述べられており、これによっても本件事故を防ぐことができたことは明らかである　（甲Ｂ１８号証２９～３０頁）。

さらに、専門家は、対策に要する時間は半年であると指摘しており、予見可能性の存在した２００２（平成１４）年内から、可搬式設備の設置を進めていれば、本件事故を防ぐことは可能で、結果回避可能性は存在する。

仮に予見可能性の存在が２００６（平成１８）年５月時点、２００８

（平成２０）年３月時点であってもそれは同様である。

（２）　小括

以上より､敷地高さを超える津波の予見可能性が認められる２００２(平成１４)年内から、半年から３年程度の短期間のうちに､「防潮堤の設置」、「タービン建屋等の水密化」、「重要機器室の水密化」、「重要機器類の高所移設」、「可搬式設備の設置」等の対策をすることは可能であり、これらの対策をしていれば本件事故は防ぐことが可能であった。

なお、原発施設の安全性確保のために求められる多重防護の観点から、上記対策に関しては、どれか一つということではなく複数を同時並行的に行っていくことが肝要である。

５　まとめ

以上のとおり、被告は、２００２（平成１４）年１２月末、百歩譲っても２００６（平成１８）年１２月末には､「敷地高Ｏ．Ｐ．＋１０メートルの福島第一原発を浸水させ、全交流電源喪失を生じさせ得る程度の津波の発生」の予見が可能であり、２００８（平成２０年）３月１８日には現に予見している。

したがって、被告には、万が一にも、全交流電源喪失といった事態が発生することのないよう、各防護措置その他の適切な措置を講じなければならない義務があった。

しかし、被告は、上記措置を取ることは容易であったにも関わらず、上記義務に違反し、必要かつ十分な措置を取らなかった。その結果、本件事故に至ったのであり、被告には本件事故を引き起こしたことについて、故意に比肩しうる重過失ないし相当に重い過失があり、被告は民法７０９条に基づき、原告らに生じた損害の賠償をする責任がある。

なお、被告の重過失ないし相当に重い過失に関する詳細な主張及び、重過失では評価しきれない、慰謝料増額事由として考慮されるべき種々の悪質性が存在することについては、追って、準備書面にて主張する。

第６　原子力損害の賠償に関する法律３条の責任（予備的請求）

被告は、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という）２条３項の本件原発内の原子炉の運転に係る原子力事業者にあたる電力会社であり、本件事故は福島第一原発の運転中に起こした事故であるから、原告は、被告に対して、以上の民法７０９条による不法行為責任追及に加えて、予備的に、原賠法３条１項本文に基づき、原子力事業者としての損害賠償を求める。

第７　被害実態

１　被害実態の全体像

これまで述べてきた被告の明らかな過失により、本件事故が起きた。その結果、広範囲にわたる地域が長期間にわたって放射能汚染され、原告らを含む多くの被害者らが避難生活を強いられた。

人は、地域に定着して、家族や地域の人々とともに生活し働くことによって人間らしい生活を送ることができる。そして、そのようなコミュニティを拠り所にして、生き甲斐、歴史、文化を蓄積していく。それが本件事故により突然、根こそぎ奪われた。しかも、いつその避難生活を終えられるのか、今どのように暮らせばいいのかの見通しもつかない。この被害は生活基盤ごと全般にわたるものであり、極めて深刻である。

本件事故の損害を検討するにあたっては、この被害を総体として捉えることが必要不可欠である。

第７では本件事故前の状況と比較して本件事故後の被害者らの状況を述べ、第

８以下において法律上いかなる利益が侵害され、いかなる損害項目を掲げるのかを明らかにする。

２　本件事故による放射能汚染

本件事故は、莫大な放射性物質を外部環境に放出することとなった。この放射性物質は、大気、土壌、地下水、河川、海洋などの環境中に大量に放出され、人々が生きて行くための環境をことごとく汚染した。この放射能汚染（放出された放射性物質の放射能による環境汚染）は、現在もなお継続している。

すなわち、国会事故調によれば、本件事故で大気中に放出された放射性物質の総量は、ヨウ素換算（国際原子力指標尺度〔ＩＮＥＳ評価〕）にして約９００ＰＢｑ[3]（ヨウ素：５００ＰＢｑ、セシウム１３７：１０ＰＢｑ）とされており、チェルノブイリ原子力発電所の事故におけるＩＮＥＳ評価５２００ＰＢｑと比較して約６分の１の放出量になる。放出された放射性セシウムは、地表に降下した結果、次の地図に示すように土壌に沈着している（甲Ｂ１号証３２９～３３０頁）。

[3] PBq＝ペタ（1000 兆）ベクレル。

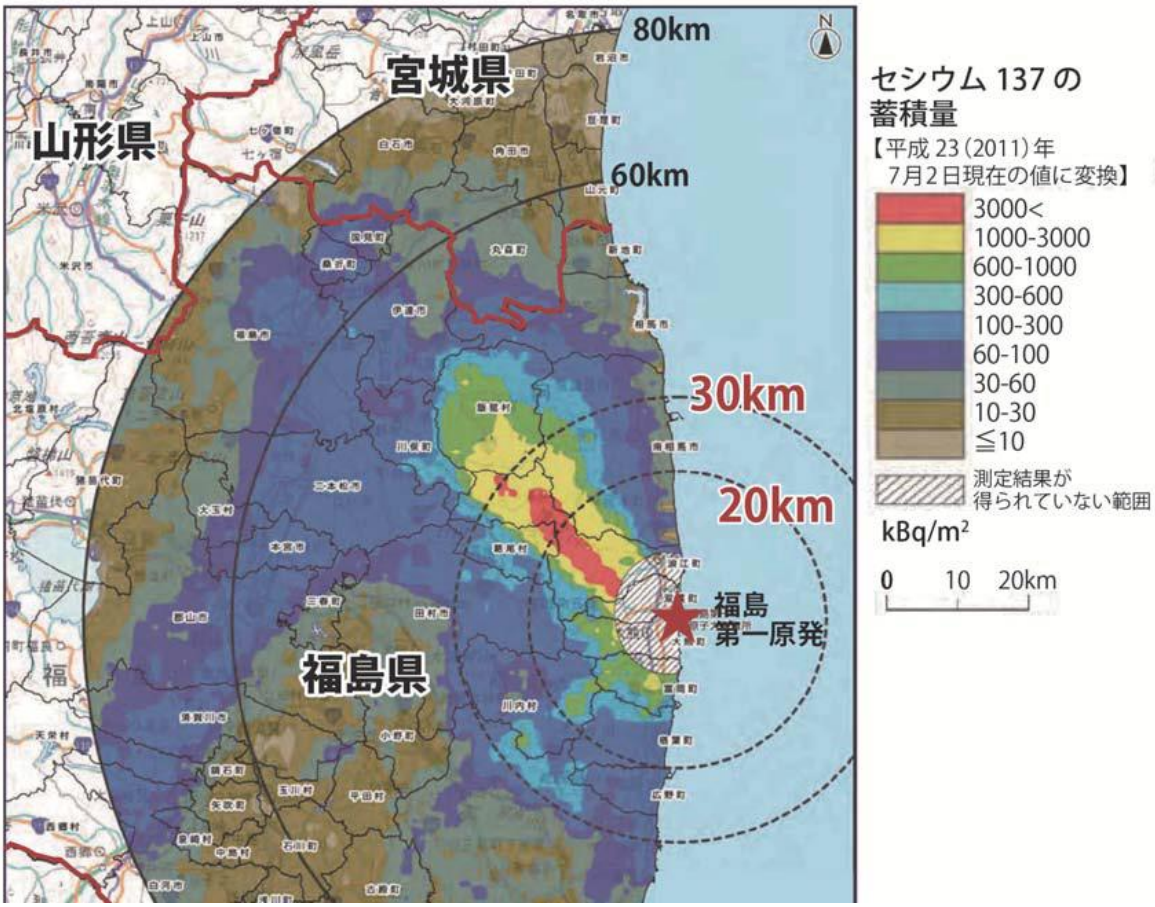

環境省によると、年間５ｍＳｖ、２０ｍＳｖ以上の空間線量となる可能性のある土地の面積は、それぞれ１７７８ｋｍ^2、５１５ｋｍ^{2}と推定される（甲Ａ１１号証８頁）。

また、文部科学省の発表によると、放射性ヨウ素、放射性セシウムだけではなく、放射性ストロンチウムおよび放射性プルトニウムも、飯館村等から検出されている。

３　未曾有の広域避難

本件事故による放射性物質の大量放出は、広域かつ、未曾有の数になる避難者を生み出した。

（１）　膨大な避難者数・広範にわたる避難地域の指定・全国に散る被害者

本件事故後、政府から避難区域の指定がなされたが、その指定区域は、

福島県内の１２市町村に及んだ。避難した人数は、２０１１（平成２３）年８月２９日時点において、警戒区域（福島第一原発から半径２０ｋｍ圏）で約７万８０００人、計画的避難区域（２０ｋｍ以遠で年間積算線量が２０ｍＳｖに達するおそれがあるとされている地域）で約１万１０人、緊急時避難準備区域（半径２０～３０ｋｍ圏で計画的避難区域及び屋内避難指示が解除された地域を除く地域）で約５万８５１０人、合計では約１４万６５２０人に達する。

これに対して、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）の報告によると、チェルノブイリ原子力発電所の事故により１年以内に避難をした人数は、ベラルーシ、ウクライナ及びロシアの３カ国合計で１１万６０００人と推計されている。つまり、本件事故による避難者は、チェルノブイリ原発事故のほぼ同等人数ということになる（甲Ｂ１号証３３１～３３２頁）。

避難区域指定をされていない福島県内の多くの地域においても、年間１ｍＳｖを遙かに超える放射線量が検出されており、福島市、郡山市などではさらに高い値を示していた。このため、避難対象区域外の住民の多くも福島県内にとどまることができず、県外に避難することを余儀なくされた。特に妊婦や子どもを抱える家庭は、住居地に留まるか避難するかの選択を突きつけられた。そして、少なくない人々が妊婦や子どもを抱えて、県外での避難生活を送ることを決断した。こうして福島県から県外に避難した人々は平成２３年１１月１６日で、実に６万０２５１人に及んでいる（甲Ａ１２号証）。

（２）　着の身着のままの多段階避難

かかる大規模な避難が円滑に行われたわけではない。むしろ、多くの住民は、被告（ないし国や地方公共団体）から何らの有意な情報を得ることもできず、事故への恐怖、生命身体の危険から、着の身着のまま、知り合

いからの口こみや噂などの不確実かつ限られた情報を頼りに、避難を敢行した。

そして、避難場所にたどり着いても、既に受け入れ人数が満杯であったり、その場所が高線量であるということで再度の避難を強いられたり、親類の家であっても長期間は居づらい等の事情で、多くの被害者らが避難のための移動を何度も繰り返すことを余儀なくされた。

例えば、富岡町の避難者は、川内村に避難しろとの放送があったため川内村に向かったが、川内村がいっぱいで違うところに避難先を変更して、三春町に着いたがそこもいっぱいになり、本宮市の避難所に移動。その後も何カ所か移動した上でいわき市の借り上げ住宅にたどり着いたという。

国会事故調が実施したアンケートによれば、福島第一原発に近い双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、浪江町では、２０％を超える被害者らが６回以上の避難を行っていた。これは、主に政府が３ｋｍ、１０ｋｍ、２０ｋｍと段階的に避難区域を拡大したためだが、結果的に避難住民には大きな負担となったものである（甲Ｂ１号証３４５頁）。

４　人への放射能汚染

そして、本件事故による放射性物質の大量放出は、大勢の人々を被ばくさせた。

（１）　放射線の人体影響

ア　直接作用・間接作用

放射線に被ばくすると、まず、細胞内のタンパク質や核酸（ＤＮＡやＲＮＡなど）が電離や励起という現象を起こして破壊し、細胞が損傷する。これを放射線の直接作用という。

また、放射線被ばくにより、原子や分子の化学的結合が切れて遊離基が生

成する。この遊離基をフリーラジカルともいう。人体に放射線が入ったときには、人体の主成分である水分子が変化した、ＯＨ基、Ｈ基または水和電子が多い。これらのフリーラジカルが細胞内のタンパク質や核酸と反応して細胞が損傷される（放射線の間接作用）。

こうした放射線の作用により細胞が損傷された場合、細胞が修復酵素によって修復されなかったときには、損傷した細胞が拡大し、放射線障害として発現するといわれている。その仕組みは未だ十分に解明されてはいない。

イ　確定的影響・確率的影響

細胞分裂の活発な細胞再生系の増殖細胞が放射線によって損傷した場合、細胞の修復酵素によっても修復されず、それが致命的な場合、増殖細胞は細胞分裂能力を失うことになる。そして、臓器や組織の機能が喪失するほど大量の細胞が失われ、それが正常な細胞の増殖によっても補うことができない場合には、臓器や組織の傷害は回復不能のものとなる。これを確定的影響という。

これに対し、細胞が損傷を受けたがその損傷が致命的でもなく、そうかといって修復も十分でもなかった場合、その細胞が増殖能力を有するときには、がん細胞化することがある。ただし、その仕組みは十分に解明されていない。こうして、被ばく線量の増加によって症状の重篤度が増加するわけではないが、発生確率は増加するものが確率的影響である。このような場合、「この線量以下では放射線を原因として症状が起きない」というしきい値は存在しない。ここにおいて重要なのは、被ばく後長期間を経て発症するがんなどが確率的影響に分類され、低線量被ばく者の発がんであっても放射線被ばくの影響を無視できないことである。

（２）　人の被ばく

ア　外部被ばくと内部被ばく

本件事故で大量の放射性物質が大気中に放出されたことは紛れもない事実である。そして、多くの避難住民は外部被ばく及び内部被ばくに晒された。

外部被ばくとは、放射性物質が身体の外にあることを前提に、これから発せられる放射線を浴びることをいう。内部被ばくとは、放射性物質を含む空気の吸入による場合と、放射性物質に汚染された食品の経口摂取による場合の二つがある。内部被ばくは放射性物質が体内に存在する限り続く。体内に取り込まれた放射性物質は、核種によって集積しやすい組織や臓器がある。

例えば、放射性ヨウ素は血中に移行し、甲状腺に蓄積され、甲状腺ガンを発生させる可能性がある。放射性セシウムは、筋肉や生殖腺に吸収されやすい。

イ　放射線の種類による影響の差異

放射線の種類によっても影響が異なる。

放射性物質から受ける被ばく量は距離の２乗に反比例する。

ガンマ線は空気中を場合によっては数ｋｍ飛ぶが、軽い原子核との衝突でエネルギーを減らしていく。これに対し、アルファ線は空気中では２～３ｃｍほどしか、ベータ線は数１０ｃｍ～数ｍしか飛ばないが、その間に大量のエネルギーを放出する。

ヨウ素１３１はベータ線を放出してキセノン１３１となり、セシウム１３４はベータ線を放出してバリウム１３４となり、セシウム１３７はベータ線を放出してバリウム１３７ｍとなる。そのため、このような核種を体内に摂取すると、内部被ばくによる影響を受ける可能性が高くなる。

ウ　放射性ヨウ素の影響とヨウ素剤服用をめぐる混乱

放射性ヨウ素の甲状腺への集積を防ぐために安定ヨウ素剤（以下「ヨウ

素剤」という。）を服用することが効果的であると考えられている。安全委員会が出している「原子力災害時における安定ヨウ素剤予防服用の考え方について」は、原子力災害時のヨウ素剤の予防服用について一般的な考え方を定めている。県地域防災計画によると、ヨウ素剤の配布・服用については、原子力災害対策本部の指示または県知事の判断に基づき、県対策本部が住民等に対し指示することとなっている。

しかし、本件事故ではヨウ素剤の服用指示をめぐって、同本部及び福島県知事はヨウ素剤の服用に適当だと考えられる時間内に服用指示を出さなかった。そのため、住民対応に追われた市町村は、ヨウ素剤を服用または配布した自治体と、配布せず指示を待った自治体に分かれ、結果として、福島県内の市町村にはヨウ素剤の備蓄はあったが、その住民の多くは服用できなかった。

このように、避難住民らは被ばくし続けたのである。

エ　被ばくの実態に対する調査が不十分であること

さらに、上記のとおり、本件事故発生直後の初期においては、避難住民が内部被ばくするリスク（初期被ばくのリスク）が高く、その調査が重要であった。それにもかかわらず、原子力災害対策本部は十分な調査を行わなかった。

また、本件事故により放出された放射性物質は放射性ヨウ素のみではなく、放射性ヨウ素に比して半減期が長い放射性セシウムが大気中及び海洋に放出され、土壌や湖沼に沈着した。そのため、環境から食品への放射性セシウムの移行が生じている。したがって、中長期的には、住民が、放射性物質により汚染された食品を経口摂取することにより被ばくするリスク（中長期的な内部被ばくのリスク）が問題となる。

ところが、避難住民らは個々人が線量計を常に携帯しているわけではな

く、全ての住民にホール・ボディ・カウンタによる検査が継続的に行われているわけではないので、個々人の積算被ばく量を調査することはできない。

この点、被ばくの有無を把握する検査の一つに、身体表面汚染を測定するスクリーニング検査がある。これは体表面の発する放射線量の測定であり、その時点での個々人の身体の汚染レベルはある程度把握することができるほか、衣服や身体表面の外部汚染の有無の判定と、放射性ヨウ素等の吸入による内部被ばくの有無の一次的なチェックに役立つ。２０１１（平成２３）年３月１４日から同年４月１４日までに行われた合計１５万１４９７人の避難住民のスクリーニング検査の結果は、福島県の資料によると、１万３０００ｃｐｍ[4]以下が１５万５１６人、１万３０００ｃｐｍ以上１０万ｃｐｍ未満が８７９人、１０万ｃｐｍ以上が１０２人であった（甲Ｂ１号証３３２～３３３頁）。

オ　残る被ばくの不安

このように被ばくの程度について、住民らは何ら確認する手段を持たないため、このことが、避難住民ら、特に子どもを持つ母親に対し、非常に大きな精神的不安をもたらしている。

５　産業への影響

本件事故による広範囲にわたる放射能汚染は、様々な産業に影響を及ぼした。

（１）　避難指示等によるもの

本件事故後、福島第一原発の半径２０ｋｍ圏内は「警戒区域」に設定され居住も禁止され、区域内の立入りは厳しく制限される状況が続いた。

このような地域では、営農、畜産、漁獲等、更には製造業、観光業、小

[4] １分間に計測される放射線の数。

売業等は、ほぼ全ての事業について、事業はおろか、生活することもできない。

また、２０ｋｍ圏外においても、放射線量が高い地域については、「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に指定され、常に緊急時に備え、屋内退避若しくは避難ができるようにすることが求められ、事実上事業等は不可能に近く、辛うじて事業を行ったとしても極めて困難な状況にあった。

（２）　**避難指示等がない地域について**

避難指示等がなかった地域についても、広範囲の地域が放射能汚染されたために、農作物は作付けや出荷が制限され、その他の産業でも取引が控えられ、収入が激減するなどの被害が生じた。これによる減収は甚大であり、このような被害者には壊滅的な被害を受けている者も少なくない。

６　地域コミュニティの破壊と避難生活を強いられたこと

広範囲の放射能汚染は、人や環境、産業に多大な損害を及ぼしたほか、汚染が長期間にわたり、被害者が避難によって根こそぎ奪われた生活の回復を図ることが困難であることから、さらにさまざまな被害が生じる。

被害者らは帰還を切に望んでいるにもかかわらず、帰還困難な現実に直面している。被害者らは引き裂かれるような思いの中で苦しんでいる。

まず、被害者らが置かれている避難生活の現実としては、今まで住み慣れた自宅ではなく、知り合いもほとんどいない見知らぬ土地での生活を強いられるほか、生活の基本となる家屋は、応急仮設住宅や借上げ住宅（みなし仮設住宅）での生活である。また、避難生活中も被ばくしたことへの不安を有し続けている。さらに、避難生活を余儀なくされた過程で、家族の分断が生じ、また、被害者らの間で生じる軋轢や差別に苦しんでいる。

また、被害者の帰還先となるべき故郷は、放射能の危険、除染が困難であるこ

と、故郷の生活環境が崩壊していること（インフラや雇用の喪失、住居確保の困難）の問題がある。また、「冷温停止」宣言・事故終息に対する不信や、家族崩壊の危機などの状況から、被害者らは、故郷への帰還を阻まれ、帰還が困難であるという現実が突きつけられている。

さらに、後述するとおり、物理的に帰還が困難である地域はもとより、帰還を選択した被害者らにとっても、本件事故以前に形成されていた地域コミュニティは破壊されてしまったのである。

第８　損害総論

１　本件被害の特質

（１）　被害が広範であること

前記のとおり、本件事故により様々な放射性核種（ヨウ素、セシウム、ストロンチウム等）が大気、土壌、地下水、河川、海洋などの環境中に大量に放出され、現在もそれは継続している。年間５ｍＳｖを超える空間線量となる地域は１７７８ｋｍ^{2}にも及び年間１ｍＳｖを超える地域については途方もない広範囲になることが予想され、単なる数字ではイメージのわかない汚染の広がりを見せている。

そして、現在も本件事故による避難区域指定が継続し、多数の被害者が避難を続けている。避難区域指定をされていない福島県内の多くの地域においても、年間１ｍＳｖを遙かに超える放射線量が検出されて、その住民の多くも福島県内にとどまることができず、県外に避難することを余儀なくされた。特に妊婦や子どもを抱える家庭は、住居地に留まるか避難するかの選択を突きつけられた。そして、少なくない人々が妊婦や子どもを抱えて、県外での避難生活を送ることを決断した。こうして福島県から県外に避難した人々は実に６万人に及んでいる。

かかる未曾有の広範な被害態様は、個々の避難者が生活再建の努力を行っても、広域的なインフラの崩壊により、もとの暮らしやコミュニティの回復が著しく困難になっている。そして、どの政府諸機関も被害を包括的に把握できず、対策も遅れてしまう。原子力発電所の放射性物質放出事故は、このような被害の広範さをその特質として有するのである。

（２）　被害が継続していること

ア　放射性物質の広がりの広汎さ

いったん環境中に放出された放射性物質は、主に大気中に拡散した後、降雨などによって土壌や湖沼、海洋等に降下し、その後、循環を繰り返しながら徐々に蓄積し、将来にわたり残り続ける。その影響は全く予測が付かず、既に行われている除染作業が効を奏しているかは疑問である。

イ　食品を通じての影響

環境中の放射性物質は、環境放射線への直接の曝露や汚染食品の経口摂取を通じて、被害者らの健康に長期的な影響を与える。広範な放射能汚染地域に対する除染が困難な状況において、被害者らは長期の避難生活を強いられ、また、避難せずに滞在するものも放射能汚染を避けるために様々な制約（子どもの外遊びの自粛など）を受け続けている。農作物、海産物に対する放射能汚染の被害も、事故から日が経つにつれて収束するどころか拡大し、長期化している。

ウ　帰還困難な状態、コミュニティ喪失が継続していること

そして、かかる放射能汚染を前提に、避難指示区域の指定が解除されたとしても容易に被害者らは帰還できず、避難した被害者らの生活とコミュニティが回復するのかどうか、回復するとしてもいつ回復するのか、全く見当もつかない。

また、仮に帰還しようとしても、長期の避難が続いてきたことによっ

て、地域のインフラは崩壊し、コミュニティが回復不能なまでに崩壊している状態であれば、もはや元の地域での生活再建は困難になろう。

このような状況から、もし帰還が実現できても、元の地域は本件事故前とかけ離れた姿に変わってしまっており、筆舌に尽くしがたい惨状を示しているものと予想される。

エ　まとめ

このように本件事故は今も被害者への損害を与え続けており、その被害がいつ止むのかは見込みが立たない状況である。

（３）　被害が深刻であり全面的であること

何よりも、本件事故は、その人の人生を全面的に侵害したと言わざるを得ない。

避難対象区域には約２１万人が居住し、約８０００の企業・個人事業者があり、約６万人の人々が働いていた。ここには９９の「学校」が存在し、約２万人の幼児、生徒・児童が通学していた。ここには豊かな自然があり、農業、林業、水産業に従事する者も数多く存在していた。また医療機関、薬局、老人ホームなどの施設も多数存在していた。これら家、職場、学校、農地、山林、河川、海洋、病院、施設等すべてを含む「地域社会」は、人々の生活の基盤であると共に、人間を育んでいく母体そのものであるが、避難対象区域の２１万の人々は、本件事故により、このような「地域社会」全部を根こそぎ奪われたのである。

仕事場を失った人々の被った損害は、単に生活の糧を得る基盤を失ったという財産的損害だけにとどまるものではない。営々と築いてきた無形の価値や様々な関係性を将来にわたって喪失させられたのである。また、学校に通っていた子どもたちは、仲間や教師との人間関係を失った。また希望した学校に進学が決まっていながら、それを諦めざるを得なかった子ど

もも多数いる。

このように、本件事故の被害者の多くは、生活そのものを奪われ、人生の展望を抱けない状態にある。

（4）　小括

以上述べたとおり、本件事故は人々の人生そのものを大きく変容させた。被害の実相を言語化することそのものが不可能に近いほど、それは深刻であり、全面的で広範であり、なおかつそれは現在も継続しているのである。

2　被侵害利益

（1）　被侵害利益の考え方―損害賠償の目的と包括的損害把握の必要性

ア　損害賠償制度の趣旨・目的は、被害の「原状回復」、すなわち、不法行為がなかったならばあったはずの状態の回復にある。金銭賠償主義の制度においても、原状回復が目的であることにちがいはない。

そして、本件における損害が、前記被害実態のとおり、全人格的、全生活的な被害であることは、その賠償の目的が元の生活の再建にあることを意味する。

イ　そのためには、前記の被害実態によって、原告らのいかなる権利・法益が侵害されているのか、すなわち本件における被侵害利益の内容を正しく分析・理解することが、権利侵害の実情を理解し、適切な損害評価を実現する上で、不可欠の課題である。

この点について、本件の「全人格的、全生活的」な意味をもち「広範かつ全面的」なものである本件被害においては、きわめて多様な損害が複合的に生じており、それらは相互に影響・関連しあって、相乗的に一層深刻な被害状況を示している。このような実態をもつ被害を適切に理

解し、評価するためには、多様な被害を個別ばらばらに抽出して積算しようとしても、損害の全容を適切に把握することは困難である。

ウ　そこで、それらが相互に関連し影響しあって損害を一層深刻にしている状況を、あるがままに包括的に把握して評価する「包括的損害把握」がなされる必要がある。

そのような包括的損害把握により、本件における損害が、「避難を余儀なくされた慰謝料」、「避難継続慰謝料」及び「故郷喪失慰謝料」という３つの慰謝料として整理され、評価されるべきである。その内容は後述するが、その包括的損害把握をする観点から、被侵害利益についても理解されなければならない。

（２）　包括的生活利益としての平穏生活権

本件の被侵害利益について、第１陣訴訟の原告らは提訴の時点における理解として、平穏生活権と人格発達権の侵害を挙げていた。

しかし、現在では、各地における同種事件の審理の継続及び判決の中で、前記包括的損害把握をすることの必要性と対応する被侵害利益の理解として、生存権を基礎とする人格的価値・社会生活上の価値を包含するような包括的・総合的な人格権として、淡路剛久教授が提唱された「包括的生活利益としての平穏生活権」が示されている。

「包括的生活利益としての平穏生活権」（包括的平穏生活権）とは、「地域において平穏な日常生活を送る生活利益そのものであり、生存権、身体的・精神的人格権（身体権に接続した平穏生活権を含む）、財産権を包摂する、「包括的生活利益」を享受する権利」である（甲Ｂ２９号証、１１頁）。

（３）　包括的生活利益としての平穏生活権（包括的平穏生活権）の根拠及び内容

ア　包括的生活利益としての平穏生活権は、「包括的損害把握による損害

評価」の基礎となるべき、包括的な権利・法益である。

イ　これらの権利・法益は、いずれも憲法上の基本的人権として保障される。

包括的生活利益としての平穏生活権から導かれる、地域における平穏な生活は、幸福追求権（憲法１３条）によって保障される。これを侵害する、本件事故により深刻な放射線被ばくの具体的な危険に直面し避難を余儀なくされたこと、及び避難生活による日常生活阻害は、まさに幸福追求権の侵害である。

居住地を選択し地域生活利益を享受する権利は、居住移転の自由と職業選択の自由（憲法２２条１項）によって保障され、これらの侵害（故郷喪失損害）は同時に、幸福追求権、財産権（憲法２９条）、生存権（憲法２５条）の侵害となる。

こうした憲法上の権利の侵害である本件不法行為は、極めて深刻な違法性を有するものであることを意味している。これらの包括的な権利・法益が保障されることによって、「地域において平穏な日常生活を送る生活利益」（包括的生活利益）が実現するのである。

３　本件における被害構造（損害事実）と３つの慰謝料について

（１）　総論

前記のとおり、広範囲にわたり、人々が、継続的に全面的・深刻な被害を受けたことにより、原告らの包括的生活利益としての平穏生活権が侵害されている。そして、その結果生じた損害について、包括的に把握をすることにより、「避難を余儀なくされた慰謝料」、「避難継続慰謝料」及び「故郷喪失慰謝料」という３つの慰謝料として整理され、評価されるべきである。

（２）　避難を余儀なくされた慰謝料

前記のとおり、予期しなかった本件事故の発生により、原告らは、大量の放射性物質が拡散するという重大な事態に見舞われ、深刻な放射線被ばくの具体的な危険に直面した。その結果、原告らは放射線による生命・身体への被害を避けるために、政府の避難指示を受けて、原告らは何もかもを投げ捨てて、急遽、直ちに避難することを余儀なくされた。その結果、原告らに生じた精神的損害は、避難を余儀なくされた慰謝料と呼ぶべき損害である。

原告らは、本件事故により避難生活を余儀なくされたが、居住地からの避難を余儀なくされたことそのものから、その避難生活の継続による精神的苦痛（後述する避難継続慰謝料）とは区別された精神的苦痛を受けている。

この精神的苦痛に対して支払われるべき慰謝料が避難を余儀なくされた慰謝料である。

（３）　避難継続慰謝料

長期に及ぶ避難生活により日常生活が阻害されたことにより生じている精神的損害は、避難継続慰謝料と呼ぶべき損害である。

すなわち、日常生活の阻害は、避難生活という異常かつ困難な状況がもたらす様々な不安、不自由、不便、心身の苦痛とストレスなどが複合し、重なり合って被害者に深刻な精神的苦痛を与えるものである。

この精神的苦痛に対して支払われるべき慰謝料が避難継続慰謝料である。

（４）　故郷喪失慰謝料

地域生活利益を中核とする包括的な生活利益の喪失、すなわち故郷の喪失により生じている損害は、故郷喪失慰謝料と呼ぶべき損害である。

すなわち、故郷の喪失は、地域社会を破壊されたことによる損失を内容と

する損害であり、故郷喪失慰謝料は、この損失により原告らに生じた精神的苦痛及び有形無形の財産的損害をも包摂する包括慰謝料の性質をもつ。

（５）　小括

原告らは、避難を余儀なくされた慰謝料、避難継続慰謝料及び故郷喪失慰謝料を請求するものであり、各慰謝料の具体的内容について以下述べる。

第９　避難を余儀なくされた慰謝料について

１　総論

前記のとおり、予期しなかった本件事故の発生により、原告らは、大量の放射性物質が拡散するという重大な事態に見舞われ、深刻な放射線被ばくの具体的な危険に直面した。その結果、原告らは放射線による生命・身体への被害を避けるために、政府の避難指示を受けて、原告らは何もかもを投げ捨てて、急遽、直ちに避難することを余儀なくされた。

それまでに積み重ねてきた経済活動、社会活動、人間関係等の全てを置き去りにして、突然に慌ただしく避難することを強いられたことは、原告らにとって想像を絶する異常な事態であって、これによる様々な打撃や精神的な苦痛は甚大なものであった。

このような、深刻な放射線被ばくの具体的な危険への遭遇と、これを避けるために強いられた突然の避難行動がもたらす様々な価値の喪失による損害や精神的苦痛は、避難による精神的苦痛という点では共通であるが、その後に引き続く長い避難生活の継続がもたらす不安や不自由などの様々な精神的損害（後述する避難継続慰謝料）とは異なる性質を持つものであり、「避難を余儀なくされた慰謝料」として、別途評価されることが適切である。

２　避難を余儀なくされた慰謝料を認めた裁判例

避難を余議なくされた慰謝料については、

「原告らは、居住地の近くで設置運営されていた福島第一原発における全く予期しない突然の水素爆発により、大量の放射性物質が拡散する重大な事故に見舞われ、深刻な放射線被害の具体的危険に直面した。

その結果、原告らは、放射線による生命・身体への被害の危険から、事故直後から避難指示を受けて、とるものもとりあえずあわただしく避難し、あるいは緊急時避難準備区域においても、屋内退避を指示され、南相馬市では一時避難を要請されるなどして同様の避難を実際上余儀なくされた。

このような突然の避難により、原告らは、地域の人間関係を断たれ、場合によっては職業生活を失い、学業の継続性や家族の一体性すらも阻害された。このように避難を余儀なくされた原告らは、その置かれた状況は様々であるとしても、それぞれの境遇においてきわめて大きな精神的苦痛を被ったものと認められる。

このような事情や前記認定の原告らの避難の状況を踏まえ、原告らが慰謝料の原因として主張する包括的平穏生活権の侵害により「避難生活を余儀なくされたこと」から生じる精神的損害のうち、避難後の避難生活の継続による精神的苦痛とは区別し、居住地からの避難を余儀なくされたこと自体により原告らが被った損害ないし精神的苦痛を評価して慰謝料を算定するのが相当と認められる。」と、認定する裁判例が存する（平成３０年（ネ）第１６４損害賠償控訴事件（原審；福島地方裁判所いわき支部平成２４年（ワ）第２１３号、同平成２５年（ワ）第１３１号)、仙台高等裁判所第２民事部令和２年３月１２日判決、以下「第１陣仙台高裁判決」という。)。

また、後述する高松高裁判決においても、同判決の原告らについて、避難を余儀なくされた慰謝料の発生を認定している。

３　損害額

深刻な放射線被ばくの具体的な危険への遭遇と、これを避けるために強いられた突然の避難行動がもたらす様々な価値の喪失による損害や精神的苦痛は、人間の心身に生涯消えることのない傷跡を残すような深刻なものであり、原告らの本件事故前の居住地の位置によってその精神的苦痛の程度は異なるものではない。

これを、避難を余儀なくされた慰謝料として金銭に見積もれば、各原告につき金２００万円を下るものではないと考える。

第１０　避難継続慰謝料

１　総論

（１）　避難継続慰謝料は、原告らが、本件事故により長期間の避難生活を余儀なくされる中での著しい日常生活阻害に起因して生じた、精神的苦痛・損害に対する賠償である。

（２）　これについては、中間指針においても、「自宅以外での生活を長期間余議なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」（＝「日常生活阻害慰謝料」）（中間指針Ｉ①）として、認められているところである。

２　日常生活の阻害を基礎づける事実

（１）　避難生活の身体的、精神的限界

ア　応急仮設住宅での生活の限界

本来、仮設住宅は長期間居住し続けることを前提としていない。作りも簡易であり、狭い二間にキッチンとユニットバス程度の広さである。農家のように、庭に畑、広い作りの家から、このような場所に移転を余儀なくされ、ずっと狭い中に押し込められているストレス、精神的負担は筆舌に

尽くせないものである。

仕事があれば救われる部分もあるが、以前と同じような仕事も無い。働かず、気晴らしにパチンコなどに行ったかと思えば、「働かずに金を貰って、パチンコばかりしている。」と揶揄される。慣れない土地での生活に孤独となりつつあり、どうしても、仮設や借り上げ住宅の中で、「ひっそり」と生活を送らざるを得ない精神状態となってしまう。これは苦痛以外の何ものでもない。

家に帰りたいと思っても、現実問題として帰ることなどできない。線量の高さも然ることながら、自宅は帰るたびに荒れ果て、住めるような状態ではない。窃盗の被害も多数に上る。さらなる窃盗からの被害をどう防止するかを考えてもなすべき手段もない。

イ　借上げ住宅（みなし仮設住宅）の生活

借上げ住宅の生活は、民間の賃貸住宅での生活である。

騒音や冷暖房の効率の問題は仮設住宅ほどではない。しかし、やはり広い敷地内の家屋に居住していた被害者らにとっては、隣や上下階の騒音が気になったり、自らの生活で音を出さないように気をつけるという慣れない生活を強いられている。また、借上げ住宅は民間の賃貸住宅なので、近隣の居住者は被害者とは限らないし、被害者と認知される機会も少ない。

そのため、仮設住宅のように被害者向けの支援の情報が届かず、孤立している状態の被害者が多数存在する。

ウ　見知らぬ土地での生活の不安

仮設住宅や民間の借上げ住宅（みなし仮設住宅）にしても、それらの居住地の多くは、原告らがこれまで居住していた所とは異なり、その生活に適応するのは困難な状況である。例えば自動車に乗って移動する際、道路の混み具合、車線の多さに戸惑ったり、集合住宅での騒音に悩まされたり

している。

また、駅での電車の乗り換えの複雑さや、道路での人、自動車の多さに辟易し、外出することをためらう原告もいる。

さらに、避難以前の居住地にはあった近隣の人間関係が、避難先では希薄になってしまい、孤独感を感じる原告も少なくない。

エ　被ばく者としての不安

避難者は多かれ少なかれ避難中に被ばくしている。本件事故後、ホール・ボディ・カウンタの検査を行い、「規定数値以下」と言われても、被ばくしたことの事実やその不安を消すことはできない。「将来、どのような病気になるのか。差別されるのではないか。結婚できるのか。子どもは健康に生まれてくるのか。」など、不安と心配は尽きない。低線量被ばくについての学説が定まらず、一方では「福島では４０万人以上がガンになる。」という学者もいれば、「福島ではガンは増えない。」という学者もいる中で、その不安は助長されていく。

他方で、東京を中心に高まる原発反対運動の中で、デモ等に参加する人たちが、放射性物質の危険性を叫び、「チェルノブイリ級に汚染された土地に、子どもたちを置いてはいけない。」というあくまで善意からの意見が、子どもを福島に置かざるを得ない親の気持ちを揺れ動かし、もっと遠くに避難させるという選択を採ることができない自分を責めることとなる。

オ　避難生活に伴う家族の分断

避難生活は家族の分断を招くこともある。

１６万人を超える人々が家族やコミュニティごとにまとまって避難できたわけではなく、離ればなれになってしまった家族もある。

辛うじて家族が行動を共にできたとしても、それまで広い家で暮らして

いた家族が、心身ともに大きな負担のある避難生活を、以前よりも狭い避難先で送らなければならないとき、心ならずも家族間で共に生活することが困難になり、家族の一部が別の避難先に移転するということも起きている。

また、父親（夫）が元の住居にとどまり、母子が避難することで家族が離ればなれになるということも起きている。母子は、見知らぬ土地で孤立した生活を送る不安と戦い、ひとり残された夫は、生活が乱れ、徐々に家族の絆も不安になっているのである。

カ　被害者同士の軋轢、差別

避難の長期化は、被害者同士の軋轢を生んでいる。狭い仮設に居住し続けることによるストレスから、近隣関係のトラブルに発展してしまう例もあとを絶たない。金銭賠償の不平等な取り扱いは、本来団結しなければならない地域の絆に亀裂を生じさせている。

避難先においても、賠償を受けている多くの避難者に対する、受け入れ先の住民による心無い非難（賠償だけもらい、遊んでいるかのような非難）が、二重の被害を与えることとなっている。避難者は、自ら避難者であると言いたがらない。「被ばくしているのではないか。」「働かずに金だけもらっている人達ではないか。」などの差別が怖いのである。

（２）　避難生活中の身体状態の悪化

ア　既往症の悪化

原告らのうち既往症を抱えていた者については、本件事故前はかかりつけの主治医による治療、リハビリを受けて安定していた症状が、避難により主治医のもとへの通院が困難となったために、一気に悪化してしまった例が少なくない。

イ　ストレス性の身体異常

原告らには、本訴状別紙に多くの記載が存在するとおり、避難生活の中で種々の過酷なストレスを受けて、体重の激変、胃腸障害、血圧上昇、免疫低下などの身体状態の悪化が見られる。

（３）　避難生活中の精神状態の悪化

ア　恐怖、不安と無力感に心を深く傷つけられる災害ストレスは、うつ病発病の母地となり得るとされるが、原子力災害は、予測不可能、制御不可能の状態が他の災害では見られないほど長期間続く等、災害の中でも特殊なものである。

イ　これまで原発避難者のストレスに関する統計調査が行われてきているが、ＳＲＳ－１８を使用した心理的ストレスの測定では、「不安・抑うつ」、「不機嫌・怒り」、「無気力」の下位３尺度の合計得点において、男性では７６．０％、女性では７７．１％の者が「高い」レベルにあることが明らかとなっている。これに「やや高い」レベルも合わせると、男性では約９３％、女性では９４％にのぼる。

ウ　また、ＰＴＳＤ研究・臨床で頻用される心的外傷ストレス症状の強さを示すＩＥＳ－Ｒにおいて、回答した原発避難者の全体平均は３６．３点と非情に高く、６７．３％が２５点以上と、ＰＴＳＤの可能性ありとされるレベルである。かかる数値は、阪神淡路大震災や地下鉄サリン事件等過去の事故・災害と比較しても高いレベルにあり、２００４年スマトラ沖地震・津波がこれに近い。

エ　また、米国精神医学界診断基準によれば、心的外傷ストレス症状は外傷的出来事の１カ月以内に出現し、持続期間は２日間～１カ月で、一般的には３カ月以内に約半数が回復すると言われており、震災発災から１年経過してなお症状が続いている事を示す今回のアンケート結果からは、症状の蔓延化が読み取れる（甲Ａ１３、甲Ａ１４）。

（４）　仕事や生き甲斐の喪失

本件原発事故の発生とそれに伴う避難指示等によって、会社勤めの原告らは勤務先閉鎖のため失職し、自営業の原告らは営業停止や廃業に追い込まれるなど、多くの者が仕事を失った。失職した原告らは避難先で就職の努力をしたが、避難生活で体調を崩していれば再就職も容易ではない。

また、高齢の原告も、本件事故がなければ従来の職場で働き続けられたろうし、自営業なら定年もなかったはずなのに、一旦失職すれば、年齢の壁に阻まれて再就職は相当厳しいものとなる。

加えて、仕事は、収入を得るほかに、やり甲斐、生き甲斐という精神的利益も伴うものであるから、再就職できさえすれば被害が回復するというものでもない。

（５）　先の見えない不安

原告らは、どこに住むべきか、賠償（補償）は適切になされるのか、いずれ帰還できるのか、家族と一緒に住めるのか等、避難開始以来、先の見えない不安を抱えてきた。安定した居住地を得られるか否かは生存の基盤に関わるため、原告らの心身の疲労は蓄積するばかりである。

３　損害額

（１）　中間指針（追補を含む）について

ア　初めに、中間指針は、避難継続慰謝料の月額を１０万円と定めている。

しかし、この金額は、原告らが本件事故により受けた精神的苦痛・損害の中の避難継続慰謝料に対するものと限定して見ても、不十分であると言わざるを得ない。

イ　主たる理由は以下のとおりである。

（ア）　中間指針は、それ自体規定するように暫定的なものであるうえ（中間指針２頁には、これが「本件原子力事故による原子力損害の当面の全体像を示すもの」であり、ここに「明記されない個別の損害が賠償されないということのないように留意されることが必要」とある。）、損害項目に明記されてはいてもその評価額が低い場合の超過損害額も「明記されない個別の損害」に準じて解釈されるべきことから、本訴訟において、損害のとらえ方を制約し、賠償範囲を制限し、賠償額の上限を画するようなものではないことである。

（イ）　中間指針は、被害者らの声はもとより、関係各市町村の首長の声も十分聴くことなく（被災地全市町村の首長の意見聴取は、中間指針発表後の第２１回審査会（平成２４年１月２７日）においてのことであった。）策定されており、被害実態を踏まえたものではないとの批判があることである。

（ウ）　また、和解は当事者の合意であるため一方当事者である被告の納得せざるを得ないものを志向することになってしまった面があると指摘されることである。

（エ）　交通事故損害賠償基準を採用した点も、「一方において低い慰謝料額である故に逓減方式が採用されていない自賠責基準を金額として採用しながら、他方において１日単価を高くしたゆえに逓減方式を採用している赤い本を減額の根拠とすることは、著しく偏った妥当性に欠ける判断と言わざるを得ない」等矛盾点も指摘されていることである。

（オ）　更に、避難者訴訟第１陣において、除本証人が意見書及び尋問の中で指摘するように、中間指針の想定する精神的損害は、日常生活

阻害及び見通し不安に関する損害であって、被ばくによる健康不安に関する損害、故郷喪失に関する損害、不法行為による損害額算定の一要素として考慮されるべき被告の悪質性等の点は含まれていないことなどが、挙げられる（甲Ｂ３０、甲Ｂ３１）。

ウ　また、避難継続慰謝料の額について、後述する高松高裁判決は、避難指示解除準備区域及び緊急時避難準備区域において、月額１２万円を認定した。

（２）　避難継続慰謝料の損害額

ア　総論

第１陣訴訟以来、各避難者訴訟の原告らは、避難継続慰謝料の金額として月額５０万円が相当であることを主張してきており、本件訴訟の原告らについても、避難継続慰謝料として月額５０万円が相当であるという考えは異ならない。

そのうえで、本件訴訟の原告らの避難継続慰謝料として賠償がなされるべき金額については，少なくとも、２０１１年３月から２０１８年３月までの８５か月間、月額２０万円、合計１７００万円をくだることはないことを以下主張する。

イ　避難継続慰謝料の月額について

（ア）　避難生活におけるストレス強度

本件原発事故と自死との間の因果関係を認めた福島地裁平成２６年８月２６日判決は、避難生活中のストレスにつき、「ストレス－脆弱性」理論のストレス強度を援用しながら、以下のように評価している。

ａ　避難前の生活ができなくなったストレス…多額の財産の損失又は突然の大きな支出（ストレス強度Ⅲ）及び家族の増減（子供が

独立して家を離れた）（同Ⅰ）

b　仕事を失ったストレス…退職を強要された（同Ⅲ）

c　帰還の見通しが持てないストレス…天災・火災に遭遇、犯罪に巻き込まれた（同Ⅲ）

d　住宅ローンの支払が残っているストレス…借金返済の遅れ、困難があった（同Ⅱ）

e　避難先の住環境の違いによるストレス…騒音等、家の周囲の環境（人間環境を含む）の悪化、又は引越した（いずれもストレス強度Ⅱ）

aは原発被災者の、家族の分断、bは仕事や生き甲斐の喪失、cは先の見えない不安、eは避難先住居での生活の限界（物理的不便さ）、見知らぬ土地での生活の不安、被害者同士等の軋轢に、それぞれ該当する。

仮に労災実務なら、このようにストレス強度Ⅲ及び同Ⅱが複数存在すれば、精神疾患発症との因果関係は優に認められるはずであり、換言すれば、避難生活における精神的ストレス（心理的負荷）は、精神疾患を発症した場合因果関係が優に認められるほどの、強度なストレスなのである。

（イ）　ストレスが類似する入院時の入院慰謝料の月額（赤い本）

いわゆる赤い本によると、別表Ⅰの重症入院慰謝料は月額５２万円、あるいは別表Ⅱの軽傷入院慰謝料は月額３５万円となっている。

後述する入院生活におけるストレスと避難生活におけるストレスとの異同の考察によると、原告らの避難継続慰謝料の月額を算定するにあたって，いわゆる赤い本の前記入院慰謝料の月額を参考にすることもその合理性が裏付けられるといえる。

（ウ）　入院生活のストレス要因研究その１

大学病院の入院患者（９７名）に対する調査によると、「気になるストレス」の最多は「温度」、次いで「体調」「同室者のいびき」「湿度」「物音」「部屋の狭さ」等であった。また、「（自分が他人にストレスを与えているのではないかと）気にするストレス」で多いのは、「自分の風邪」「自分の排泄行為」「ベッドサイドの灯り」「テレビの光」「面会者との様子」「咳や体動」等であった（甲Ａ１５、６８頁）。

これらの中、「部屋の狭さ」「温度」「湿度」「同室者のいびき」「物音」は、避難先住居での「生活の限界（物理的不便さ）」と類似のストレス要因、「自分の排泄行為」「ベッドサイドの灯り」「テレビの光」「面会者との様子」「咳や体動」は、同室者に気を遣う事柄として、避難先で親族や他の住民に気を遣う、避難先住居での生活の限界（物理的不便さ）や被害者同士等の軋轢と類似のストレス要因といえる。

そして、「体調」については、避難生活中の身体状態や精神状態の悪化と類似のストレス要因、いつになったら退院できるのか先行きが不安との観点からは、先の見えない不安と類似のストレス要因と見られる。

（エ）　入院生活のストレス要因研究その２

大学病院の入院患者（３２８名）に対する調査では、「入院で家族や知人に迷惑をかける」が最もストレスの程度が高く、次いで「重い病気かも知れないと思うこと」「手術・検査のことを考えると不安」「食事が冷めてまずい」「離れている家族のことを考えると不安」「病棟のトイレには困っている」等が高値を示した（甲Ａ１６、２４頁）

これらの中、「重い病気かも知れないと思うこと」「手術・検査のことを考えると不安」は、避難生活中の身体状態や精神状態の悪化に類

似のストレス要因、「病棟のトイレには困っている」、「食事が冷めてまずい」も、住環境制限にあたる点で、避難先住居での生活の限界（物理的不便さ）に類似のストレス要因、そして、「離れている家族のことを考えると不安」は、家族の分断に類似のストレス要因といえる。

（オ）　入院生活のストレスは減衰しない

前記両調査ともに、入院期間が長くなっても、患者のストレスは減衰しないことが示された。「一般に、入院期間が長い患者は環境に慣れ、ストレスが低くなると思われがちであるが、本結果では、入院期間が１ケ月以上２ケ月未満の者の方が、同室者の体調や物音・会話に敏感になっている様子が伺われた。」、「在院日数別では、在院日数が長くなるほどストレス程度が強く、とくに【家族への関心】【経済状況の不安】因子で有意に高い傾向がみられた。」とされている。

（カ）　避難生活のストレスも減衰しない

避難者へのアンケート調査によれば、避難生活に伴うストレスに、経時的にみても大きな変化は見られない。すなわち、人間関係の軋轢（破壊）、被ばくへの不安、生き甲斐の喪失感等は、避難開始後数年を経ても回復していない。特に避難生活の長期化により精神状態が悪化することは、過去の災害研究、本件原発事故に関する研究により明らかにされており、以上のことは、原告らの語る被害実態とも整合する。

（キ）　小括

以上、入院生活におけるストレス要因は避難生活でのそれに相当程度類似し、これら精神的苦痛の総体は、交通事故損害賠償実務において、経験則上、月額が重症患者で５２万円、軽傷患者であっても３５万円と評価されているところである（赤い本）。

すなわち、入院生活のストレス要因に相当程度類似する避難生活中の精神的損害は少なくとも月額３５万円、重症患者に類似するのであれば５２万円と評価され得る。

そのうえ、避難生活に伴うストレスについて経時的な変化がみられないということであるから、原告らに生じた避難継続慰謝料を入院慰謝料と対比参照して、少なくとも月額２０万円であると解することは、何ら不合理でも不当でもない。

ウ　避難継続慰謝料の期間

（ア）　はじめに

被告は、避難指示解除準備区域および居住制限区域（大熊町・双葉町を除く）につき、避難開始時の平成２３年３月から、避難指示解除後の２０１８（平成３０）年３月までの８５か月間、月額１０万円の慰謝料を支払う旨表明している。これは被告による債務の承認にあたるから、避難指示が解除された上記区域の原告らについて、少なくとも上記期間中の避難継続慰謝料が認められなければならない。

そして、債務の承認とは別の観点からも、少なくとも８５か月間の避難継続慰謝料が認められるべきである。

すなわち、①避難先で住宅を購入した場合でも、社会通念上地域生活が現実に可能となるための相当期間が経過しておらず、②避難前住居に帰還した場合でも、社会通念上地域生活が現実に可能となるための相当期間が経過しておらず、③今も仮設又は借上住宅に居住する場合でも、帰還を躊躇い又は帰還しない決意をすることは合理的な判断と評価されるからである。

なお、中間指針第４次追補は、避難指示解除後の賠償対象期間につき、相当期間を１年間とするが、同時に、これは「当面の目安」に過ぎ

ず、「個別の事情も踏まえ柔軟に判断する」としていることから、１年間に限定されるものではないと解すべきである。

（イ）　①避難先で住宅を購入した場合

a　考慮要素

この場合、住宅購入により直ちに避難終期が到来するわけではない。そこに住み始めても、生活・精神面とも避難前と同程度の安定状態に至るには相当な期間を要し、①避難継続の必要が消失し、且つ、②社会通念上新天地ないし帰還後の地域に社会的精神的に溶け込むための相当期間が経過するまで、避難は終了しないからである。

中には、避難生活の長期化で、高齢や心身状態の悪化のため長引く避難生活に耐えられず、とりあえず中古住宅を購入した例もあるが、住宅購入は避難場所の変更に過ぎないから避難の必要性は解消するものではなく、相当期間も経過していなかった。

b　避難継続の必要性の存続

まず、帰還希望を維持する原告の場合、「避難継続の必要性」をどう見るかだが、避難前住居（故郷）への帰還は断念されていないから、住宅購入は、少しでも良好な住環境を得るための「避難場所の変更」に過ぎず、避難の必要性は継続している。

c　相当期間の非経過

次に、帰還する場合はもとより、帰還しない予定で自宅を購入し居住した場合でも、避難生活終了のための相当期間が経過したとはいえない、容易ならざる事態が生じている。

その典型は、避難先での軋轢回避のために息を潜めるような生活をする例である。このようなケースでは、原告らは、自宅購入先で、周囲の住民に出身地（避難者であること）を言えず、人目を避けるような生活を強い

られており、この場合は、家族の分断や被害者同士の軋轢という精神的苦痛は消えていないし、被ばくによる不安や差別に対する恐怖、見知らぬ土地での生活の不安、先の見えない不安も、そのままである。仕事の喪失も回復されていない。

そうである以上、避難生活による著しい生活阻害は解消していないから、「相当期間」が経過したとは到底いえないのである。

（ウ）　②現在も仮設住宅等に居住している場合

a　はじめに

この場合は、①（適正な賠償の実現を含めて）避難継続の必要がなくなり、且つ、②新天地ないし帰還後の地域において社会通念上地域生活が現実に可能となるための熟慮期間及び相当期間が経過して初めて、避難の終期が到来すると解すべきである。

２０１８（平成３０）年３月末時点において、避難指示未解除の区域の原告の場合、①避難継続の必要性が存在することは明白である。また、避難指示解除前の段階で、②熟慮期間は経過したとして移住を強制すること（避難に関する賠償を打ち切ること）は明らかに不当である。（後記の通り、避難者の置かれた実態からみても、熟慮期間が経過したと評価するのは無理である。）。

一方、２０１８（平成３０）年３月末時点において避難指示が解除された区域の原告も、同時点で仮設住宅等に居住していたときには、当該原告にとって、以下ｂ、ｃのとおり、①避難継続の必要もあり、②社会通念上地域生活が現実に可能となるための熟慮期間も相当期間も経過していなかったというべきである。

b　避難継続の必要性

避難継続の必要性は、換言すれば、帰還しない選択（帰還拒否）の

合理性である。

（ａ）　合理性を支える権利

帰還拒否の合理性を支える権利（法的根拠）として、原告らが有する「身体権に直結した平穏生活権」の存在が考えられる。すなわち、帰還拒否の意思決定は、避難指示解除後も低線量被ばくの人体への影響がなお未解明であり科学的に不確実であることから、これによる確率的影響を重視して判断した結果なされるものだからである。

また、放射線被ばくについては、有害な影響の程度が科学的に未解明で不確実な段階であっても、人の身体・生命という代替性のない重大な権利利益に取り返しのつかない影響を与えるリスクが考慮される必要があるから、予防的・警戒的な回避行動（予防原則）をとることが認められて然るべきである。

更に、科学的に不確実な被害発生のリスクがあるときに、人の生命・健康というかけがえのない重大な権利利益を守る目的で予防的な行動を選択することは、人間の尊厳（憲法１３条）に基づく自己決定の権利の行使として、保障される必要がある。

（ｂ）　帰還しない理由

避難者らが帰還しない理由は、①除染効果に対する疑問、②放射線被ばくに対する不安、③原発事故の未収束である。

①　除染効果に対する限界

国や自治体が進める除染については、その目標値の定め方、技術的限界、除染廃棄物の処理等様々な問題点や限界点があるため、一般通常人を基準としても、除染の効果に疑問を感じて帰還を拒否することは合理的な思考（選択）というべきである。

② 放射線被ばくに対する不安

心理学やリスク認知の知見に照らせば、原告らが放射線被ばくに対して不安を抱き、帰還しない選択をすることは、一般通常人を基準としても合理的である。

放射線被ばくには「恐ろしさ因子」「未知性因子」の双方が当てはまり、そのため不安や恐怖をより強く感じるのは、子孫（遺伝）への影響が不明なこと、学者によって意見が異なること等だと、原告らは考えている。

リスクコミュニケーションでは「信頼」が重要とされるが、本件原発事故に関してはその「信頼」が全く欠如しているため、リスクに関する情報が伝えられたとしても、被害者らの不安が解消することは困難な状況にある。

③ 原発事故未収束

核燃料の取り出し、汚染水対策、廃炉作業のトラブル発生、原発運転者（被告）の当事者意識の希薄さ等の報道に接すれば、一般通常人は、被告において原発や放射性物質の管理は十分でなく、いつまた重大事故が起こるかと不安を持つのも自然である。それ故、避難中の被害者らが、原発事故の再発生をも想定して、原発に近い故郷への帰還を拒否することは、一般通常人の感覚を基準とすれば極めて合理的な選択である。

④ 復旧の不十分さ

前記①～③に加えて、多くの避難者が、帰還しない理由として、町内の復旧状況に関わる事柄を挙げている。具体的には、「地区に戻っても仕事がなさそう」（２９．８％）、「地区での事業再開が難しい」（１４．２％））、「営農などができそうにない」

（１５．０％)、「家が汚染・劣化し、住める状況ではない」（５３．６６％)、「地区外への移動交通が不便」（３０．６％)、「道路、鉄道等の交通インフラに不安があるから」（３２．９％)、「医療環境に不安があるから」（６１．０％)、「介護・福祉サービスに不安がある」（３５．４％))、「教育環境に不安がある」（２３、２％)、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにない」（５７．４％）ということであった。

また、復興庁住民意向調査では、帰還しない理由として、「他の住民が戻りそうにない」を３２．３％～２３．６％程度の住民が挙げるが、これに関連して原告らは、コミュニティの構成員の変化（高齢者ばかりで若い人が戻らない、元の住民でない新たな住民（原発作業員）が増えている)、新たな原発関連施設（減容化施設）の新設等による生活環境の大きな変化をも、帰還しない理由に挙げる。避難指示中に増殖したイノシシ等野生動物が自宅周辺に出現することも、帰還を躊躇わせる一因である。

復旧が不十分であることを理由に帰還しないことは、合理的な選択の範囲である。

c　熟慮期間および相当期間

明確にしておきたいが、仮設住宅等に避難している原告らも、漫然と生活しているのではない。生涯仮設住宅等で生活することは非現実的であり、いつかは安定した住宅に居住するようになり、避難生活が終了したと評価される日が訪れるはずである。

しかし、少なくとも２０１８（平成３０）年３月末時点では、生活再建に足る適正な賠償金が支払われていなかったり、本件事故後の福島県都市部における住宅需要の高まりから自宅購入が困難だったり、宅地

は買えても建築需要の高まりによる工務店不足で家屋建築に着手できないこともある。家族の事情や健康状態のため、現在の住居から離れられないこともある。

原告らが、このように、その責めに帰すべきでない様々な事情で仮設住宅等に居住せざるを得ない以上、少なくとも２０１８（平成３０）年３月末時点では熟慮期間及び相当期間は経過していないとみるべきである。

（エ）　③避難前住居に帰還した場合

a　判断要素

この場合は、①放射能汚染レベルに関する適切な状況確認に基づく判断によって避難指示が解除され（避難の必要性の解消）、且つ、②帰還後の地域において現実に生活することが可能な程度に当該地域の状況が復興するに必要な相当期間（以下、「相当期間」という。）が経過していなければ、避難は終了していないと判断されるべきである。

なお、避難前の住居に住む場合も、日常生活阻害やそれに伴う精神的苦痛は、避難におけると同様に発生しているから、本章では、この場合も「避難生活」の呼称を用いる。

b　避難の必要性の解消（前記①）

避難の必要性の解消については、ＩＣＲＰはしきい値無し（ＬＮＴ）モデルを採用していること、細胞レベルでも疫学レベルでも低線量被ばくによるリスクは否定されていないことから、そもそも避難指示を解除すること自体問題があるといわざるを得ない。

また、避難指示解除の前提となる除染についても、前記（ウ）ｂ（ｂ）①で指摘した問題点や限界点があるし、いわゆるホットスポットも散在している。

c　相当期間について（前記②）

避難指示が解除された町村の状況は、避難前と同等に平穏に生活するには程遠い。

d　小括

広野町や避難指示解除から６年以上経過した楢葉町ですら、帰還後の生活に様々な支障が生じており、また、富岡町の復興状況からしても、避難指示が解除されて帰還した場合でも、当該地域の状況が現実に生活可能な程度に復興するのに必要な相当期間は未だ経過していない。

（オ）　まとめ

以上、被告による債務の承認や、原告らの当時の状況（避難必要性の存在、相当期間・熟慮期間の未経過等）に照らせば、避難指示解除の有無、避難先での住宅購入の有無に拘わらず、本訴訟の原告全員について、少なくとも２０１８（平成３０）年３月末までは、避難終期が到来していなかったと解すべきである。

（３）　避難継続慰謝料の額

よって、避難継続慰謝料の額は、各原告につき、以下の計算式のとおり、１７００万円をくだらない。

（計算式）月額２０万円×８５か月＝１７００万円

第１１　故郷喪失慰謝料について

１　故郷喪失の事実

（１）　故郷とは

ア　故郷喪失慰謝料は、地域生活利益を中核とする包括的な生活利益の喪失、すなわち、故郷の喪失により生じる損害であると述べた。

原告らが主張する「故郷」とは、単に当該地域それ自体を指すものではな

く、故郷での生活全般を指すものである。すなわち、故郷とは、「原告ら避難者が本件原発事故前までその日常生活を送ってきた場、なりわい（生産）を営んできた場、そういうものとしての地域である」（甲Ｂ３１、４頁。）。

イ　原告らは、本件事故によって、避難地域を中心に、その自然環境、経済、文化などを、根本から徹底的に破壊され、従前の「生存と生活の基盤である生活環境」を丸ごと失った。この原告らに共通の、従前の「生存と生活の基盤」は、衣食住のうちの「住」の基盤となる「住居」（土地建物）や衣食住の経済的な裏付けである職業を支える「土地」「各種動産」などがあることはもちろんであるし、それだけに留まらない、広範な生活と生産の諸条件が含まれている。

また、別の観点からみれば、故郷とは、人と自然とのつながり、人と人とのかかわり、その永続性や持続性が三位一体になった場所である。また、関わりとつながりが生活や文化、歴史や伝統として編み込まれた場所であり、そこで生きる人々がかかわりとつながりを編み足しながら、生活や文化、歴史や伝統を継いでいく場所である（甲Ｂ３２、１５、１６頁）。

ウ　原告らと同様の避難者について、「いずれも福島県内の各自の生活の本拠である住居を中心として、家庭、学校、職場をはじめとする地域社会において各種活動に関わり、また、地域における自然環境を利用して農業等の生業を営み、地域とのかかわりにおいて生活の糧を取得するなど、それぞれの人間関係・共同体、自然環境等の基で生活を営んできたものであって、こうした人間関係や共同体、自然環境等を含む人的、物的基盤である包括的生活利益を基礎とし、これらとつながりを持ちつつ、日常生活を営んできた」と認定されている裁判例も存在する（高松高等裁判所、令和元年（ネ）第１６４号①損害賠償、②損害賠償各請求控訴事件、令和元年（ネ）第１９２号同附帯控訴事件（原審：松山地方裁判所平成２６年

（ワ）第１２４号（第１事件)、平成２７年（ワ）第１５４号（第２事件))、令和３年９月２９日判決、本文中に前述した高松高裁判決、以下、「高松高裁判決」という。)。

原告らは、故郷での生活等を構成する様々な要因について、コミュニティないし地域コミュニティという概念を用いることとする。

（２）　故郷におけるコミュニティが失われたこと

ア　コミュニティとは、一般には、一定の地域に居住し共属感情を持つ人々の集団、地域社会をいうものとされる。コミュニティの基本的構成要素は「地域性」と「共同性」である。そこで、ごく一般的に定義すれば、コミュニティとは、生活の共同をともにする社会集合体といえる。

形成されてきたコミュニティは一つではない。たとえば、自身の家族、子の家族、両親や祖父母などの家族というコミュニティ、同じ地域に住む親戚とのコミュニティがある。また、近隣の住民や友人と作り上げられたコミュニティ、行政区、隣組、氏子、祭りや催し物など地域でのコミュニティがある。その他にも、自然、農業や仕事、伝統文化を継承するコミュニティなどがある。

イ　上記各コミュニティは、それぞれが地域におけるコミュニティの一つとして存在するのみならず、相互に関連して、全体としての地域コミュニティを形成している。

そして、原告らは、自分の生まれ育ったコミュニティ、あるいは自分の選択によりその一員として生活してきたコミュニティで、平穏に仕事を見つけ、家庭を築き、子どもを産み育ててきた。また、先祖から受け継がれてきた自然環境だけでなく、近隣住民、親戚との密接な人間関係を大切にしてきた。近所で生活する者の顔や生活が見える中で、相互に助け合って生活してきたのである。

ウ　ところが、被害者らは、突然、そのコミュニティから、何の予告もなく、着の身着のままで追い出され、また、そのコミュニティもばらばらに分断されてしまった。長年かけて形成されてきた集落や地縁といったものが失われ、その中で長年継承されてきた伝統的文化が失われ、生産や学びの場が消失してしまった。

このように原告らは、本件事故により、長年住み慣れた上記のような生活を自らの意思でなく突然奪われた。原告らには、こうしたコミュニティ喪失に対する深い喪失感が、望郷の念となってあらわれることもある。

本件事故により失わされた元の生活に、被害者らが戻りたいと考えるのは当然である。しかし、故郷への帰還が阻まれ、また帰還したとしても、元の居住地において本件事故以前のコミュニティに戻っていないという現実が厳然と存在している。

（３）　多くの避難者が帰還したくとも帰還できない現実

被害者らは、ア．放射能の危険、イ．除染の困難、ウ．生活環境（インフラ、雇用の喪失、住居確保の困難）の崩壊、エ．「冷温停止」宣言・事故収束に対する不審、オ．家族崩壊の危機などの状況から、故郷への帰還を阻まれている。

ア　放射能の危険、特に子どもへの影響

前述したとおり、本件事故により広範囲の地域に放射性物質が放出された。放射線の確率的影響にしきい値はないので、低線量の被ばくであっても後に影響が出てくる可能性を否定することはできない。

特に小児の放射線感受性は高いといわれている。子どもを抱えた家族が帰還するのは著しく困難である。様々な事情で帰還した家族も、子どものためにこれでよかったのか、不安と後悔の念に苛まれている。

以上の状態で、放射能の危険は払拭できず帰還することは困難である。

イ　除染の困難

学校・公園について、地表５ｃｍの表土を重機で剥ぎ取り、上から新しい土壌を被覆している。

家屋について、落ち葉等の除去、高圧洗浄、草刈、下草の除去、表土の削り取りをおこなっている。道路・側溝について、高圧洗浄と草刈、汚泥、落ち葉の除去、側溝の堆積物の除去を行なっている。

森林については、林縁から２０ｍ程度の落ち葉等の堆積有機物の除去、枝葉等の除去である（甲Ａ第１７号証）。

（ア）　「仮置き場」問題

しかし、除染には、大量の放射性廃棄物を発生させるがその処分のために、仮置き場、中間貯蔵施設及び最終処分場が確保されなければならないところ、中間貯蔵施設や最終処分場の立地が困難であることから、一旦仮置き場の場所に指定されると永久化されかねないので、用地の提供に躊躇があり、そのために仮置き場の確保ができず、除染計画は著しく遅延しているという「仮置き場の問題」がある。仮置き場が決まり、除染が開始された所でも、大量の放射性廃棄物を隔離して保管するための場所が決定的に足りず、これらの廃棄物は住宅地に混在する仮置き場に大量に並べられている状態である。

被災地において「フレコン」（フレキシブルコンテナ）と呼ばれている黒色の簡易型保管容器が、住宅のすぐ近くである道路際や農地などに大量に積まれている異様な光景が、次第に増えつつある。しかし、上記のとおりこれらをさらに移動するべき中間貯蔵施設や最終処分場の場所が確保されていないので、これらフレコンによる「仮の保管」は、当面解消される見通しがない。そのような廃棄物の保管場所と混在する住宅地に、帰還できるとは考えられず、またそのような気持ちには到底なり

得ない状況である。

（イ）　「除染方法の限界」の問題

また、除染には、「除染方法の限界」という問題もある。

高圧洗浄による除染は放射能を拡散させているだけであり本質的な解決　にならない。実際、高圧洗浄で取れる放射性物質は自然の降雨でもう流れてしまっている。さらに、高圧洗浄は大量の放射能を持つ排水が発生するので浄化する必要があるが、浄化には莫大な費用がかかる。

農地・森林の表土をはぎ取る方法による除染にいたっては、広大過ぎて費用がかかりすぎる。却って、表土流出による土砂災害の可能性がある。しかも、年月の経過により放射性物質が落ち葉から落ち葉の下の土に移動している場合もある。堆積有機物や枝葉等を除去しても、効果が上がらないことさえある。

なお、それにもかかわらず、政府は住民説明会で、空気中の放射線量を毎時０．２３ｍＳｖ（年１ｍＳｖ）以下にする目標を達成できなくても、線量計を身につけ、実際に浴びる「個人線量」が年１ミリを超えないように自己管理しながら住民に自宅で暮らすことを提案していた（２０１３（平成２５）年６月２９日付朝日新聞）。

以上の状況のもとにおいて、除染は不十分であり、帰還できる状態ではない。

ウ　生活環境の崩壊

（ア）　インフラの崩壊

被害者らが生活していくためには、上下水道、交通網の整備・復旧、学校・病院の再開、職場・商業施設の復旧といった社会生活を営むための必要最低限の条件を満たす必要がある。２０１２（平成２４）年７月１３日、「福島復興再生基本方針」が閣議決定され、「産業の復興及

び再生」「道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備」「生活環境の整備」が謳われている。

しかるに、現状は、例えば、水道水の安全性への心配がなくなっておらず、医療機関や介護施設、さらには各種商業・サービス施設の回復も実現していない。学校は、再開されたところもあるが、大部分の就学児童は戻らない。

（イ）　雇用の喪失

避難指示が解除されたとしても、帰還しても雇用がない。あるのは、原発関連の雇用のみである。雇用の喪失した状況のもとにおいて、人生設計・生活再建の見通しはつかない。

高齢者は雇用とは無関係であるが、老後の不安を抱えている。高齢者だけ帰って、若者が戻ってこないとするならば、故郷は姥捨て山と変わらないことになる。

（ウ）　住居確保の困難

被害者らは戻りたくても帰る家がない（家が傷んで住めない）。自宅が津波や地震で半壊していた家は、カビや小バエがわき、ネズミ、豚や猫、イノシシなどに荒らされ、雨漏りがあった家については天井や床が腐り、居住は不可能なほど崩壊が進んでいる。被害者らには安心して帰る家がない。あるのは汚染され居住困難になった住宅だけである。

エ　「冷温」宣言・事故収束に対する不審

政府は、「冷温停止」宣言をしている。しかし、依然として線量は高い。破損した原子炉の現状は詳しく判明しておらず、今後の地震、台風などの自然災害に果たして耐えられるのかわからない。今後の環境汚染をどこまで防止できるかも明確ではない（甲Ｂ第１号証、１０頁）。

仮にそのことを措いても、被告発表のロードマップが、順調にいっても

廃炉まで数十年以上かかる。帰還すれば、原発事故の危険性と生涯にわたって向き合わなければならない。

オ　家族崩壊の危機

帰還困難な理由として、帰還することで家族がばらばらな状態で固定してしまうという懸念がある。すくなくとも子ども連れの中には、放射能に汚染されていた地域に戻るのを控えることが多い。本件事故前までは孫から祖父母まで一家族が同居あるいは近くで生活していた人たちの中には、祖父母だけが戻る、しかし、若い親子は戻らないという事態が生じている。

これで戻ることを強行すれば、家族が分裂して崩壊する危険がある。祖父母にとっては、いつでも自分の子どもに会えるという安心感をもち、あるいは孫に会えることを楽しみに生きていた。しかし帰還することにより、それが不可能になってしまう。

カ　時間の経過による帰還困難

日々生活していかなければならない避難者にとって、数年にも及ぶ避難生　活の時間は、帰還するにあたって大きな障害である。いかに着の身着のまま追い出されたとしても、避難先で生活があり、その生活が数年にも及んだ場合、避難先での仕事があり、人間関係があり、子どもの教育があり、そのようなしがらみの中で生活をしていくことになる。帰還するとはこれらの生活関係を「もう一度」一切清算することであり、これは容易なことではない。

そもそも、人生は有限であり、１年１年がかけがえのない時間なのだから、何年も空費するわけにはいかない。数年も避難先から帰還できないのであれば、その地で再出発を始めなければ取り返しがつかないのである。

残してきた土地に関しても、年もたつと畑に木が生え、農作物を作るこ

とは困難になる。

趣味や生きがいを失い、近所や家でのくつろぎを失い、思い出の場所を失った。そして、放射能への不安も大きい。

以上のとおり、避難者は避難の時間が経てば経つほど帰還が困難になり、いつか帰還できれば損害は回復する、という事態ではないのである。

（４）　地域生活利益が失われたこと

ア　地域生活利益とは

広範な実態・機能を有する故郷ないし地域コミュニティを喪失したことによる損害を、淡路剛久教授は、「包括的生活利益としての平穏生活権に包摂された、『地域生活享受権』を奪われ（権利法益の侵害）、かつ、侵害の結果として精神的苦痛・ストレスを被った（積極的侵害）ことによって生じた複合的な精神的損害ないし無形の損害である」と定義する（甲Ｂ２９号証、１３頁）。

地域生活享受権とは、地域生活利益ないしその機能を享受する権利である。淡路教授は、包括的生活利益としての平穏生活権の中核を意味する地域生活利益について、この権利法益が内包する、地域社会の５つの機能を挙げている。すなわち、①生活費代替機能、②相互扶助・共助・福祉機能、③行政代替・補完機能、④人格発展機能、⑤環境保全・自然維持機能であり、これらが地域生活利益の中核をなす。

イ　①生活費代替機能とは

（ア）　生活費代替機能とは、地域社会において、コメ、野菜、飲料水などが自給できており、各世帯で自給が完結していなくとも、地域社会で相互に食料を供給しあうことにより、食料品の購入がなくとも、生活できる、すなわち、生活費を減少させるという経済的側面を持つ故郷の機能である。

（イ）　原告らは、山林、海、川からの取得にとどまらず、農作物の栽培や家庭

菜園、酪農などで、多くの食料品を生産していた。

そして、このような食料品の取得、生産は、当該取得者の家族だけが得るのではなく、そもそも、親戚や近隣住民に分けることを前提に、多量に取得、生産され、実際に、親戚や近隣住民におすそ分けをしあっていた。

おすそ分けをしあっていたため、普段、食料品の買い物をほとんどしなかった原告も多い。

（ウ）　原告らの中には、農作物の栽培や家庭菜園をしていない者がいるが、そのような住民がこの「おすそ分け」の関係性に入れないかというと、まったくそのようなことはない。

農業をしている住民が、これらの農作物の栽培をしていない住民をおすそ分けの相手として排除することは全くないし、おすそ分けを受ける住民も、農作物を受け取ることに引け目を感じるということもない。

農作物を受け取る住民は、農業や家庭菜園はしていなくても、自分ができる方法で「おすそ分け」をするのである。

（エ）　おすそ分けの交流を通じて、コミュニティが密接になり、いざというときは助け合えるという関係性ができる。この点で、このおすそ分けは、生活費代替機能にとどまらず、精神的な価値も有する営みであった。

ウ　②相互扶助・共助・福祉機能とは

（ア）　相互扶助・共助・福祉機能とは、複数世代の家族内、集落共同体内で、互いに面倒を見合い、福祉的役割を果たすという機能である。

この機能は、外部の施設の福祉サービスを受ける費用が減少するという経済的利益と、地域社会の中で安心して生活できるという精神的利益を原告らにもたらしていた。

（イ）　田植えや稲刈りなどの繁忙期の農作業は、地域全体で協力して行われていた。

冠婚葬祭も地域コミュニティで手分けして行われていた。

同じ集落の住民は、子ども、大人を問わずおおむね顔見知りであり、地域で高齢者の見回りをしたりするということが自然に行われていた。

（ウ）　こうして、いつでも助け合える、助けてもらえるという人間関係コミュニティがあったために、原告らの故郷では、不安を感じることなく、安心して生活することができたのである。

エ　③行政代替・補完機能とは

（ア）　原告らの故郷では、「行政区」や清掃や街づくりへの参加など、地域生活を維持するための様々な活動が営まれてきた。

これらは、地域の実生活の維持のための行政機能に代わる機能または行政機能を補完する機能を有していた。さらに、集落の一体性という精神的な安定と安心を維持してきた。

（イ）　原告らの故郷には、行政区の制度が残っていた。行政区の役割は、第一に、行政からの連絡担当である。このように、行政区の活動は、行政の代替機能でもあり、住民とのコミュニティを密接にする活動でもある。

行政区は地域のつながりを維持するために、一年を通して地域の行事を担ってきた。

住民一人では清掃活動は十分な効果を果たすことはできないが、地域全体として活動することにより、地域全体として清掃活動を行っていたのである。この点で、清掃活動という行政機能の一部を代替していたといえる。

（ウ）　さらに、原告らの故郷では、隣組という地域のつながりを通じた行政機能に準じるものがあった。

（エ）　また、農業などの生産活動に関わる役割分担もあった。そして、農業用水路、農道の管理維持、農業用水の利用の調整、広大な農地の維持は、

地域全体で行っていた。

すなわち、農業用水路や農道は、規模が大きいため、当該農地の所有者だけでは管理することができず、地域全体で維持、管理を行ってきた。地域全体というのは、若い人も、高齢者もみんなで一緒になって行ってきたということである。これは、農業が地域に密接にかかわるものであり、かつ、農業用水はいざというときに消防用水などにもなるからである。

（オ）　消防団の活動も地域では活発であった。火災のときに、各町村の住民からなる消防団が、水利や地理、地域住民の構成に詳しいため、消防職員と連携をとって消火活動を行うのである。

オ　④人格発展機能とは

（ア）　故郷における、隣近所や地域の交流、自然との交流をはじめ、さまざまな地域の集会や祭りあるいは冠婚葬祭など寺社の宗教的行事を通じた交流、また、故郷の自然環境の中での生活は、精神的な安定とつながりを構築することで、人格を発展させる機能を有している。

さらに、故郷において、住民一人一人が尊重される環境は、住民各人がアイデンティティ、誇りを持って生活することを可能とし、それにより、住民は人格的に確立、発展していく。故郷が持つこの機能を、人格発展機能という。

（イ）　原告らの故郷では、すでに述べた通り、住民が相互に、日常的に交流して、互いの状況を日常的に気にかけていた。そして、故郷の住民は相互に、困りごとがあれば助け合っていた。

このように、故郷では密接な人間関係があり、その人間関係は、互いに気遣いをしあうという関係性であったため、そこで生活することにより、子どもも大人も関係なく、自然に他人のことを気遣うような心優しい人格が育ち、また、そのような環境にあることにより、安心して生活すること

ができた。

また、年長者が年少者に教育することが多いが、原告らの故郷においては、密接な人間関係があり、その地域の大人たちにとって、子どもたちの顔と名前がある程度一致していたため、子どもたちが悪さをしたり、危ない遊びをしていれば、地域の大人たちが他人の子であっても叱るという環境があった。

こうして、子どもたちは、家族だけでなく地域の大人たちからも見守られて生活しているという安心感をもって生活することができていたし、一人の人格を持った人として、尊重されながら生活をしていた。安心した日常生活を送ることは、子供たちにとって人格が健全に発達するうえで非常に重要なことはいうまでもない。

（ウ）　さらに、逆に、年長者が年少者との交流を通じて、人格を発展させていくということもあった。

これは、子どもたちの教育に、高齢者世代もしっかり関与していく、そのためには、高齢者世代もしっかり教育について勉強しようという取組であり、故郷では地域で教育を行うということを位置付けていたことがよくわかる。

そして、このような取り組みや、子どもへの教育を通じて、高齢者世代もまた教育を受け、人格を発達させていたのである。

（エ）　また、故郷では、地域で子育てを行ってきたと上述したが、学校は単に子供たちが通う場ではない。地域の文化祭は学校行事とも連携し、子どもたち、大人問わず、地域全員参加の文化祭が催されていた。

ここでは、子どもたちも大人たちも、全員が平等な一人として扱われ、各人の自己実現の場、ひいては人格発展の場が提供されていたのである。

（オ）　故郷の豊かな自然の中での生活が、人格を発展させる機能を持ってい

た。自然の中での生活が情操を豊かにすることはよく知られていることである。

（カ）　こうして、故郷では、若い人もお年寄りも、それぞれが尊重され、居場所があったのである。これが、各人の自尊心を築き、人格を発達させてきた。

カ　⑤環境保全・維持機能とは

（ア）　地域社会における水田や畑の維持は、当該水田や畑という自然環境を享受する個人に利益を与える。また、里山の維持と管理もまた、当該里山という自然環境を享受する個人にも利益を与える。

（イ）　他方で、水田や畑、里山は、景観を構成するものであるから、景観として集団的利益、公益的利益を故郷の住民に与える。また、水田や畑、里山の維持は、災害防止の機能を有するなどしているため、そのような観点からも、集団的利益、公益的利益を故郷の住民に与える。

そして、このような自然環境は規模が大きいため、住民一人ではできず、当該故郷の住民全体で保全維持に取り組まなければ、保全維持はできない。

したがって、故郷では、住民が環境保全維持のための活動を行い、その結果として、自然環境を享受するという個人的利益、集団的利益、公益的利益を住民に与えていた。

キ　小括

このように故郷は、広範で、多面的で、複合的な役割と機能を果たしており、地域住民にとってその全体が法的利益である。

故郷喪失の事実は、こうした法的利益である地域生活利益、そしてその利益が原告ら住民にもたらしていた機能をすべて失った、ないし奪われたことを意味する。

（５）　地域生活利益と生活と生産の諸条件との関係

こうした機能を果たしている地域コミュニティ（故郷）の破壊（地域生活利益享受権の侵害）について、地域コミュニティにおいては、「生活と生産の諸条件」が「一体のものとして存在」していること、その構成員の全員が長期的に避難させられて容易に帰還できないことで、この一体としての生活と生産の諸条件が全面的に破壊され、回復不能の侵害を受けることであると指摘されている（甲Ｂ第３０号証、６頁）。

なお、ここで指摘されている生活と生産の諸条件とは、「自然環境、経済、文化（社会・政治）」等という、複数の要素からなる。そして、「一定の領域にこれらが一体のものとして存在することで、地域は人間の生活空間として機能する」ことが指摘される（同６頁）。

そして、地域生活利益の内容をなす上記５つの機能は、地域住民の「生活と生産」を可能にする中核的な機能（利益）なのである（甲Ｂ２９、１６頁）。除本教授はこのことを、地域生活利益をコアにして、その周辺に私的財産、自然環境、経済、文化（政治、社会）などの諸要素が一体となって取り巻いていると表現している（甲Ｂ３１、７頁）。

（６）　小括

このように、「故郷の喪失」とは、地域社会の包括的な機能喪失（包括的生活利益の破壊）であり、当然それは、当該権利法益の主体である地域の住民である原告らに、精神的損害と有形無形の重大な財産的損害を与える。

したがって、故郷喪失損害とは、精神的損害と有形無形の財産的損害とが不可分に併存する包括的な損害であることが特徴である。

２　故郷の喪失による深刻な精神的打撃―長期継承性と地域固有性の棄損による

深い喪失感－

（1）　自宅や土地、自然環境の喪失による精神的打撃

ア　原告ら住民の多くにとっては、まず、第一に、自宅や土地は先祖から受け継いだものであった。

自宅や土地は、家族のだんらんの場であるとともに、コミュニティの親戚、近隣住民とのだんらんの場でもあり、プライベートな場でもあるが、コミュニティの一部でもある存在であった。

また、自宅や土地は、その地で先祖や自分たちが培ってきた努力の成果の現れでもあり、「本家」の象徴でもあった。こうして、自宅や土地は、コミュニティの中で、人間関係のひだを作り、そうして、コミュニティの人間関係は、様々な色合いを帯びた味わい深いものとなっていた。

農業を営んでいた人にとって、土地は自然環境であるとともに、生活の糧であり、自然環境に働きかけ、当該地域の自然環境の特性を把握しながら、代々、長年にわたり土地を改良したり、作物を改良したりして、農業を発展させてきた。そのため、農地は先祖代々及び自分自身の努力の結晶であり、一朝一夕で現在の状態になったものではなかった。

このように、自宅、土地は、先祖代々及び自分たち世代の努力の成果であり、それは先祖から「預かったもの」であり、少しでも発展させて次の世代に渡すべきものであった。

イ　自然環境もまた、住民に恵みをもたらす重要な存在であり、住民が守り、代々受け継がれてきた、かけがえのないものであった。

また、原告らは、採取活動を通じても自然と深く繋がっていた。

自然の採取活動に伴う多面的な価値・効用（マイナーサブシステンス）の営みは、単なる娯楽を超えて多面的な意味を有し、自然環境との一体性による充実感や、地域コミュニティの中での他人とのかかわりをとおした

アイデンティティや誇りをももたらしていた。

ウ　このような価値は、一定の地域の自然環境とのかかわりを蓄積しなければ得られない。

すなわち、長い間日常生活を営んでいた地域だからこそ、あるいは長い間日常生活を営んでいた住民からの知識の継承があるからこそ、形成されるものである。このような価値の喪失は、単なる一娯楽の喪失ではない。生きがい・アイデンティティ、誇りそのものの喪失である。この精神的損害は重大である。

また、一定の地域で長い間活動を蓄積した成果の喪失という点で、避難先の生活になじめず、そこでの職業生活や娯楽が見いだせず手持無沙汰な日々が続く苦痛という日常生活阻害とは異なるものであり、避難継続慰謝料に包含できるものではない。この喪失は、故郷喪失損害の重要な要素をなしているのである。

（２）　先祖伝来のお祭りや神事の喪失による精神的打撃

さらに、故郷には先祖伝来のお祭りや神事などがあった。原告ら故郷の住民が、そのお祭りなどの主催者や演者となり、また、お祭りに遊びに来ることによって、地域の住民の交流の場であった。

そのお祭りや神事も、古くから伝わる、当該故郷を象徴するものであって、原告ら故郷の住民にとっては、誇りの一つでもあり、維持し承継するべきものであった。

原告らが、文化の継承が絶たれることに著しい精神的苦痛を感じるのは、故郷には先祖伝来のかけがえのないものが多く（長期継承性・固有性）、それらへの強いこだわりや使命感が傷つけられたことに由来する。

そして、先祖伝来のお祭りや神事などは、「故郷で預かったもの」の継承（長期継承性・固有性）の象徴であることから、この継承が絶たれること

に原告らは強い精神的苦痛を受けている。

（３）　小括

上記のとおり、人は自然にかかわり、そのような自然とのかかわりを通じて、人と人がつながって地域を形成しているのであり、世代を超えて持続的・永続的に受け継がれた関係は、精神の拠り所ともいえる全人格的なものである。そうした精神的拠り所を失うことによる精神的苦痛は、極めて深刻なものとなる。

加えて、「生活と生産の諸条件」が包含する「自然環境、経済、文化（社会・政治)」という諸要素は、そのいずれもがかけがえのない「長期継承性と地域固有性」を持っており、そうした代替性のない価値を失うことは、深い喪失感という精神的苦痛を与えることになる（甲Ｂ第３０号証、９頁)。

３　故郷喪失慰謝料が確定的に発生する時期

（１）　故郷喪失損害が確定的に発生したか否かは、帰還がいつの時点で可能であるかどうかによるが、それは理論的・観念的な判断ではなく、帰還することが社会通念上可能かどうかという法的な判断である（甲Ｂ第２９号証、２０頁)。

なぜならば、この判断は原告のそれぞれが、現実の社会生活を取り戻して生活の再建を図るための場を、何時・何処に求めるのかという選択を迫られる、現実的な判断だからである。

（２）　そうだとすると、それは将来における観念的な可能性では無意味であって、社会通念上可能であるといえるだけの現実的な時期でなければ意味がない。

ア　そして、政府による避難指示の再編において、帰還困難区域の指定は、「５年を経過してもなお、年間積算放射線量が２０ｍＳｖを下回ら

ないおそれのある」地域として規定されたものであるところ、５年という期間は、社会生活上、既に暫定的・過渡的な年数を超えており、人間の社会的な生活にとって、もはや何らかの事業・就業・その他の社会的活動に踏み出さなければ、社会生活が継続し難くなる段階に至る、区切りというべき年数である。

イ　居住制限区域や避難指示解除準備区域についても、それぞれの避難指示が解除され、さらに帰還を実現する条件が整備されて現実的な帰還が可能となるまでの相当期間を含めた年数は、いずれも５年を超えている。やはり、社会通念上帰還は不可能と評価されるべき状況であるといえる。

ウ　緊急時避難準備区域（広野町、川内村、南相馬市の一部）については、そもそも地域の実情に照らして、避難指示の解除が早きに失した。除染作業は完全に実施されたとはいえず、空間放射線量の低減も十分とはいえない段階での避難指示解除であり、さらには地域のインフラ等の回復という面でも見切り発車的な解除であるといわれた。このような当該地域の現実的な状況からすれば、事故後５年経過の時点では、未だ帰還が社会通念上可能になっているとはいえない状況であった。

エ　このように、それぞれの避難区域はいずれも、避難開始から５年の経過をもって、確定的に故郷喪失損害が発生したものと評価される。

４　避難指示解除後も原告らの大半が帰還していないこと（故郷喪失の継続）

（１）　以上のとおり、原告らについては、いずれも５年の経過により、社会通念上帰還が不可能なものと評価され、故郷喪失損害が確定的に発生したものというべきであるから、避難指示が解除されたかどうかは、損害の発生を左右しない。

また、１０年が経過した現在も、原告らの大半は、故郷のインフラや、生活環境が震災時以前の状況に回復していないことから帰還できず、故郷喪失が継続している。

（２）　そして、このような評価は以下に述べるとおり、これまでの事実経過によって、現実的にも裏付けられたものといえる。

ア　政府による避難指示は、２０１７（平成２９）年３月をもって居住制限区域と避難指示解除準備区域を一括して解除するという方針に基づき、２０１７年４月１日をもって、帰還困難区域以外はすべて解除されている状況にある。また、帰還困難区域についても、第４の３（４）のとおり、令和２年３月１０日までに一部が解除されている。

それにも関わらず多くの避難者は元の地域に帰還せず、避難先での生活を続けている。

イ　２０１８（平成３０）年以降、各被災自治体が公表する住民の居住動向に関するデータは、それまでの「帰還率」（本件事故時における住民登録数のうち、帰還した人数の割合）を表す数字ではなく、「居住率」すなわち現在における住民登録数に対する現在の居住者の割合に変更されてしまったので、事故後ないし避難指示解除後の新住民（廃炉作業や除染作業員など）を含む居住割合しか読み取れない。

平成３１年２月２６日における居住率（現在の居住者数／現在の住民登録数）は、川内村２９．８％、広野町８６．６％、楢葉町５２．３％、富岡町９．３％、南相馬市４１．５％であるが、実際の帰還率は、この数字よりも相当に低いのが実態である。

このように、避難指示が解除された後も、多くの避難者は帰還できないまま避難先での生活を継続しており、その反面として元の地域においては、多くの住民が戻らないままの状況が続いているのである。

５　原告らが避難指示解除後も帰還しない選択をした場合における故郷喪失損害

（１）　原告らが帰還し得ない理由

このように、避難指示の解除後においても住民が帰還しないのには、様々な理由がある。その事情について整理するならば、以下のとおりである。

ア　①低線量被ばくに対する不安と予防原則による行動

第１には、被ばくによる確率的影響への不安から、帰還をなしえないという事情である。この点で、低線量の被ばくに関する国際放射線防護委員会　（ＩＣＲＰ）の公式見解　は、「しきい値なし直線（ＬＮＴ）モデル」を採用している。

すなわち、年間１００ミリシーベルトを下回る放射線量においても、確率的影響の発生の増加はバックグラウンド線量を超えた放射線量の増加に比例するのであるから、「予防原則にふさわしい」。そのような実情の下では、身体・生命に対する現実の侵害（身体権の侵害）が立証されなくても、身体権に直結した平穏生活権の侵害が現に認められる以上、予防原則に基づく回避行動には、合理性が認められるべきである。

イ　②地域の機能が回復しない中での生活・生産活動の困難

そして、①による住民らの判断の結果、元の地域の居住者の多くが帰還を躊躇している限り、地域における経済的・社会的な諸機能は回復せず、地域生活利益は棄損されたままである。そのような地域において、生活を再開することには著しい困難と不安があり、その点でも帰還を決断できない。

ウ　③再度の移転を実行する困難

これらの実情の中で、それぞれの避難者にとって、限りのある人生の

中でどのような選択をするかは、極めて重大かつ困難な課題である。

原告ら避難者は、避難生活を強いられて以来今日まで、それぞれの避難先において、様々な努力によって生活を重ねてきた。それまでの職業生活や学業などの社会生活を中断され、あらたな就業先を探したり、事業を再開すること、あるいは避難先での就学・進学を果たして、最大限の努力をしてきたのである。

強いられた避難生活は、苦痛であると同時に貴重な人生の浪費である。原告らは、それぞれの思いで、可能な限り有意義な人生を実現するための努力を、避難先で重ねてきた。避難から５年が経過し、さらに５年が経過した現在、それぞれの生活はようやく軌道に乗り、展望を見いだせたばかりである者も多い。

そのような中で、元の居住地に帰還することは、再度の移動による「再々出発」を強いられることを意味している。故郷に戻ることによる喜びはあっても、荒廃し、地域としての機能が回復をしておらず、「生活と生産の諸条件」が棄損したままの地域で生活を再開することは極めて困難であり、新たなリスクを負うことにもなる。

いわば二重の（２度目の）苦痛を強いられることを意味している。

エ　④自己決定権

以上のような諸事情の中で、低線量被ばくのリスクと、地域社会の回復が実現していない状況、そしてそうした地域に帰還して再出発することのリスクや困難を認識しつつ、帰還を実行するかどうかの判断は、非常に重大な選択であり、それぞれの自己決定権に属する問題である。

上記のような困難に加えて、誰にとっても人生は有限であるから、限られた時間を、困難を乗り超えるために何度も空費することは、耐えられない。

すなわち、故郷に帰還して、元の生活を取り戻したいという希望はあっても、それと引き換えに負うことになる新たな不利益や困難、あるいはリスクを甘受して、帰還するかどうかを選択することは、個人の自己決定権に属するのであり、本件事故による損害賠償を算定するに際しては、自己決定の結果としての「帰還しない権利」が尊重されるべきである。

（２）　原告らが帰還しない選択をした場合における故郷喪失損害

ア　上記のとおり、原告らは、避難生活が５年に及ぶ場合には、社会通念上帰還は不可能な事態に至ったと評価すべきであり、故郷喪失という損害が確定的に認められるものと主張している。「石の上にも三年」という言葉があるが、「進退両難」というべき深刻な被害状況を見据えて、５年という期間の経過は、限りある人生にとって１つの区切りとなる年月である。人間は、５年もの歳月を無為に空費させられたとき、人生の有為な実現を求めて、何らかの決断や行動を迫られ、実行しようと努力する。

その結果が、上記のとおり、避難開始後１０年が経過してもなお、多くの避難者が帰還できないでいるという現実である。すなわち、避難者の実態においても、既に帰還は不可能となっていることが、現実的な事実によって明らかになったものである。

イ　以上によれば、避難指示の解除によって、故郷喪失損害は回復されないことが、もはや明らかである。既に指摘してきたとおり、避難指示は解除されたが帰還を選択しない避難者にとって、元の故郷に価値がなくなったものではなく、まさに「戻りたくても戻れない」のである。上記のとおり、故郷の喪失による、精神的損害と有形無形の財産的損害という「故郷喪失損害」は、帰還しないことを選択した場合においても、甚

大なものとして存続する。

ウ　こうした損害について、指針に基づく支払い分は、全くこれを対象としていない。よって、故郷喪失慰謝料の正当な評価は、司法的救済における重要な使命であることを改めて指摘するところである。

6　原告らが帰還した場合の故郷喪失損害

他方で、様々な不安や困難を甘受して、再度の移転というべき帰還を選択した場合においても、故郷喪失損害は同様に確定的に発生している。

第１には、上記のとおり、避難開始から５年の経過により、社会通念上帰還は不可能なものと評価され、故郷喪失慰謝料は確定的に生じているところである。

そして第２に、①元の地域における低線量被ばくの不安、②地域における経済的・社会的な諸機能は回復せず、地域生活利益は棄損されたままであること、③「再度移転」である帰還により、荒廃し、「生活と生産の諸条件」が棄損したままの地域で生活を再開することは極めて困難であり、新たなリスクを負うこと、④限りある人生において、これらの進退両難の選択を強いられるにあたり、あえて困難を甘受して帰還する自己決定をすることで、賠償されるべき権利が否定されることは許されないこと。

これらの理由により、帰還した原告についても、同様に故郷喪失慰謝料が支払われる必要がある。

7　故郷喪失慰謝料の損害額

本件事故に伴う、地域生活利益を中核とする包括的な生活利益の喪失、すなわち故郷の喪失は、個別の財産の賠償では償いきれない人格発展に不可欠な利益の侵害に結びついているものである。そして、この侵害は、原告らの今後の生活全

般に深刻な影響を与え、この深刻な影響は原告らの一生につきまとうものである。

その結果原告らに生じた、精神的損害及び有形無形の財産的損害を「故郷喪失慰謝料」として金銭に見積もれば、個別の財産の損害評価とは別に、各原告につき金２０００万円を下るものではない。

第１２　被告からの既払い金の控除及び一部請求について

１　総論

前記第９から第１１によると、原告らに生じた損害の額は、避難を余儀なくされた慰謝料として２００万円、避難継続慰謝料として１７００万円、故郷喪失慰謝料として２０００万円、合計３９００万円を下回るものではない。

２　被告からの既払い金の控除

（１）　被告からの既払い金の額

被告が原告らに対して、避難生活に伴う慰謝料として支払義務を認め、すでに支払った賠償額は、以下のとおりである。

ア　帰還困難区域

１４５０万円

イ　居住制限区域又は避難指示解除準備区域

８５０万円

ウ　緊急時避難準備区域

１８０万円

（２）　原告らの損害のうち既払い金を控除した後の未払い金の額

前記（１）の被告からの既払い金は、その内容として、前記原告らの請求する慰謝料のうち避難継続慰謝料に相当するものであるといえる。そし

て、避難継続慰謝料に充当される場合、原告らに生じた損害のうち未払い金の額は、避難地域ごとに、それぞれ下記（ア）ないし（ウ）の金額をくだらない。

ア　帰還困難区域

（ア）　避難を余儀なくされた慰謝料　　２００万円

（イ）　避難継続慰謝料　　２５０万円

（ウ）　故郷喪失慰謝料　　２０００万円

イ　居住制限区域又は避難指示解除準備区域

（ア）　避難を余儀なくされた慰謝料　　２００万円

（イ）　避難継続慰謝料　　８５０万円

（ウ）　故郷喪失慰謝料　　２０００万円

ウ　緊急時避難準備区域

（ア）　避難を余儀なくされた慰謝料　　２００万円

（イ）　避難継続慰謝料　　１５２０万円

（ウ）　故郷喪失慰謝料　　２０００万円

３　原告らの一部請求

本件訴訟において、原告らは、被告に対して、前記２の損害額のうち、以下の内容で総額６００万円について請求する。

（１）　避難を余儀なくされた慰謝料　　１００万円

（２）　避難継続慰謝料　　２００万円

（３）　故郷喪失慰謝料　　３００万円

４　死亡した被害者らの相続の発生

（１）　被害者らの中には、本件事故後から現在までの約１１年間の間に、他界し

た者が多数いる。その者らは、本件事故の発生により、被告に対して、前記６００万円の損害賠償請求権を有していた。

一部の原告らは、本訴訟提起時までに他界した家族について相続が発生したことにより、前記損害賠償請求権を一般承継した。

（２）　一部の原告らに発生した相続に関する具体的な態様は、各原告世帯の訴状別紙のとおりであるが、概要を示すと以下のとおりである。

ア　原告番号１番[redacted]世帯

原告[redacted]が、亡[redacted]を、単独相続した。相続した損害賠償請求権は、６００万円である。

イ　原告番号２番[redacted]世帯

原告[redacted]が、亡[redacted]及び亡[redacted]をそれぞれ、単独相続した。相続した損害賠償請求権は、合計１２００万円である。

ウ　原告番号６番[redacted]世帯

原告[redacted]が、亡[redacted]の相続財産を、法定相続分２分の１の範囲で相続しているところ、亡[redacted]は、亡[redacted]の相続財産を単独相続していた。したがって、原告[redacted]は、亡[redacted]及び亡[redacted]の損害賠償請求権を、法定相続分２分の１の範囲で相続した。相続した損害賠償請求権は、合計６００万円である。

エ　原告番号９番[redacted]世帯

原告[redacted]が、亡[redacted]を、単独相続した。相続した損害賠償請求権は、６００万円である。

オ　原告番号１０番[redacted]世帯

原告[redacted]が、亡[redacted]を、単独相続した。相続した損害賠償請求権は、６００万円である。

カ　原告番号１７番[redacted]世帯

原告[redacted]が、亡[redacted]を、単独相続した。相続した損害賠償請求権は、６００万円である。

キ　原告番号２０番[redacted]世帯

原告[redacted]が、亡[redacted]を、単独相続した。相続した損害賠償請求権は、６００万円である。

ク　原告番号３０番[redacted]世帯

原告[redacted]が、亡[redacted]及び亡[redacted]を、それぞれ単独相続した。相続した損害賠償請求権は、合計１２００万円である。

ケ　原告番号３１番[redacted]世帯

原告[redacted]が、亡[redacted]を、単独相続した。相続した損害賠償請求権は、６００万円である。

コ　原告番号３２番[redacted]世帯

原告[redacted]が、亡[redacted]の損害賠償請求権を、法定相続分２分の１の範囲で相続した。相続した損害賠償請求権は、３００万円である。

（３）　上記のとおり相続のあった一部の原告らは、相続した損害賠償請求権を自己の損害賠償請求権と合わせて被告に対して請求する。

５　弁護士費用

原告らは、この請求を行うにあたり、被告が慰謝料の任意の支払いに応じないことから、代理人弁護士を依頼して訴訟を提起せざるを得なかったので、その弁護士費用を合わせて請求する。弁護士費用は、請求額の１割が相当である。

請求金額が、合計６億８１００万円であるため、弁護士費用として請求するのは、その１割に相当する、６８１０万円である。

第１３　結論

以上述べてきたとおり、原告らは、被告の飽くなき利潤追求による、福島第一原発の稼働の結果たる本件事故により、全てを失った。

よって、原告らは、被告に対し、民法７０９条所定の不法行為による損害賠償請求権又は原子力損害の賠償に関する法律３条１項に基づき、別紙原告損害目録の損害金金額欄記載の各原告の損害金員及びこれに対する本件事故が発生した２０１１（平成２３）年３月１１日から支払い済みまで年５分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

以　上

証　拠　方　法

追って提出する。

附　属　書　類

1	訴状副本	１通
2	資格証明書	１通
3	訴訟委任状	１０２通

当事者目録

原　　告　　別紙原告目録記載のとおり

上記訴訟代理人　　別紙原告ら代理人目録記載のとおり

（送達場所の表示）

〒９７０－８０２６　福島県いわき市平字八幡小路６６－９

広田法律事務所

原告ら訴訟代理人弁護士　広　　田　　次　　男

電　話　０２４６－２４－２３４０

ＦＡＸ　０２４６－２４－２３４２

〒１００－００１１　東京都千代田区内幸町一丁目１番３号

被　　告　　東京電力ホールディングス株式会社

上記代表者代表執行役　　小　早　川　　智　　明